

「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について

《調査の対象》 ○都内の公立小学校 1,274校
 ○都内の公立中学校 622〈1〉校
 ○都内の公立高等学校 192校
 ○都内の公立特別支援学校 62校

〈目次〉

第I章 小学校・中学校・高等学校における暴力行為の状況	
1 調査について	2
2 調査結果の概要	2
3 東京都教育委員会の取組	2
4 今後の対応	2
5 資料	
(1) 暴力行為の発生状況	3
(2) 対教師暴力の発生状況	3
(3) 生徒間暴力の発生状況	3
(4) 対人暴力の発生状況	3
(5) 器物損壊の発生状況	4
(6) 暴力行為の学年別加害児童・生徒数	4
(7) 暴力行為の発生学校数・発生件数の推移	5
第II章 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校におけるいじめの状況	
1 調査について	6
2 調査結果の概要	6
3 東京都教育委員会の取組	6
4 今後の対応	6
5 資料	
(1) いじめの認知状況	7
(2) いじめの認知件数の学年別内訳	8
(3) いじめの発見のきっかけ	8
(4) いじめられた児童・生徒の相談状況	9
(5) いじめの態様	9
(6) いじめる児童・生徒への特別な対応	10
(7) いじめられた児童・生徒への特別な対応	10
(8) 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組	11
(9) いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童・生徒に対し行った具体的な方法	12
(10) いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」について	13
第III章 小学校・中学校における長期欠席の状況	
1 調査について	14
2 調査結果の概要	14
3 東京都教育委員会の取組	14
4 今後の対応	14
5 資料	
(1) 長期欠席者数の推移	15
(2) 理由別長期欠席者数の推移	15
(3) 不登校の発生状況	16
(4) 不登校児童・生徒数の推移	16

※都内の公立小学校には、義務教育学校の前期課程を含む。
 ※都内の公立中学校には、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程を含む。
 なお、〈 〉内の数値は、分校で内数である。
 ※都内の公立高等学校には、都立中等教育学校・千代田区立九段中等教育学校の後期課程を含む。

(5) 不登校児童・生徒の欠席期間別内訳	16
(6) 不登校児童・生徒の学年別内訳	16
(7) 不登校児童・生徒への指導結果の状況	16
(8) 不登校の要因	17
(9) 相談・指導等を受けた学校内外の機関等	18
【参考】不登校児童・生徒数の推移、不登校出現率、学校復帰率	19

第IV章 高等学校における長期欠席の状況

1 調査について	20
2 調査結果の概要	20
3 東京都教育委員会の対応	20
4 資料	
(1) 長期欠席者数の推移	21
(2) 長期欠席理由別の推移	21
(3) 学年別長期欠席理由	22
(4) 不登校生徒数の推移	23
(5) 不登校の要因	24

第V章 高等学校における中途退学者数等の状況

1 調査について	25
2 調査結果の概要	25
3 東京都教育委員会の対応	25
4 資料	
(1) 都立高等学校中途退学者の状況・推移	26
(2) 都立高等学校中途退学者の理由別・学年別・年度別内訳	27
(3) 都立高等学校中途退学者数・退学率の推移	28
(4) 都立高等学校原級留置者の状況・推移	29

第VI章 小学校・中学校・高等学校における自殺の状況

1 資料	
(1) 自殺に係る調査を実施した件数	30

第VII章 出席停止の措置の状況

1 資料	
(1) 出席停止の措置が採られた小中学校数	30

第1章 小学校・中学校・高等学校における暴力行為の状況

1 調査について

「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力(目に見える物理的な力)を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、「対教師暴力」(教師に限らず、用務員等の学校職員も含む。)、「生徒間暴力」(何らかの人間関係がある児童生徒同士に限る。)、「対人暴力」(対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く。)、学校の施設・設備等の「器物損壊」の四形態に分ける。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外とする。

なお、本調査においては、当該暴力行為によってけががあるかないかといったことや、けがによる病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず、当該暴力行為の内容及び程度等が次の例に掲げているような行為と同等か又はこれらを上回るようなものを全て調査対象とする。

「対教師暴力」の例：指導されたことに激高して教師の足を蹴った。

教師の胸ぐらをつかんだ。

「生徒間暴力」の例：同じ学校の生徒同士がけんかとなり、双方が相手を殴った。

双方が顔見知りで別々の学校に在籍する生徒同士が口論となり、けがには至らなかったが、身体を突き飛ばすなどした。

「対人暴力」の例：学校行事に来賓として招かれた地域住民に足蹴りをした。偶然通りかかった他校の見知らぬ生徒と口論になり、殴ったり蹴ったりした。

「器物損壊」の例：補修を要する落書きをした。

学校備品(カーテン、掃除用具等)を故意に壊した。

なお、令和2年度分調査(令和3年度実施)から、「『学校の管理下』、『学校の管理下以外』のいずれで発生したかにかかわらず、自校の児童・生徒が行った暴力行為を対象とすること」と変更された。

2 調査結果の概要 ※ () 内数値は、令和2年度結果

※ 暴力行為には、いじめに伴って発生したものも含まれる。

- (1) 暴力行為の発生状況は、小学校では全体の16.7% (16.2%)にあたる213校(207校)で1249件(930件)、中学校では全体の33.1% (36.8%)にあたる206校(229校)で861件(843件)、高等学校では全体の4.2% (5.2%)にあたる8校(10校)で9件(11件)である。
- (2) 対教師暴力は、小学校では全体の6.7% (5.7%)にあたる85校(73校)で324件(211件)、中学校では全体の7.4% (7.7%)にあたる46校(48校)で79件(70件)、高等学校での発生はなかった。
- (3) 生徒間暴力は、小学校では全体の11.8% (11.4%)にあたる150校(145校)で740件(583件)、中学校では全体の28.5% (29.2%)にあたる177校(182校)で595件(567件)、高等学校では全体の2.1% (2.6%)にあたる4校(5校)で4件(5件)発生している。
- (4) 対人暴力は、小学校では全体の1.2% (0.9%)にあたる15校(12校)で56件(20件)、中学校では全体の1.6% (1.9%)にあたる10校(12校)で17件(16件)、高等学校では全体の1.6% (2.6%)にあたる3校(5校)で3件(6件)発生している。
- (5) 器物損壊は、小学校では全体の5.0% (5.1%)にあたる64校(65校)で129件(116件)、中学校では全体の12.2% (15.2%)にあたる76校(95校)で170件(190件)、高等学校では全体の1.0% (0%)にあたる2校(0校)で2件(0件)発生した。
- (6) 暴力行為の加害児童・生徒数を学年別にみると、小学校では6年生が122人、中学校では1年生が382人、高等学校では2年生が5人で最も多い。
- (7) 令和3年度の暴力行為は、令和2年度と比較すると、発生学校数は小学校において増加し、中学校と高等学校は減少した。発生件数は小学校と中学校で増加、高等学校で減少した。また、特定の児童・生徒が暴力行為を繰り返す事案が複数見られた。

3 東京都教育委員会の取組

- (1) 東京都教育委員会は、暴力行為を未然に防止し、「人権尊重の精神」を指導の基本とし、児童・生徒に対するきめ細かな生活指導の徹底が図られるよう、区市町村教育委員会及び学校への指導・助言を行っている。
- (2) 「生活指導担当指導主事連絡会」、「生活指導等連絡会」、「生活指導担当者連絡会」などにおいて、区市町村教育委員会や学校と連携して指導の充実を図っている。
- (3) 区市町村教育委員会及び都立学校に対して、生活指導にかかわる通知を發出し、問題行動等の再発防止を徹底している。
平成21年度に犯罪防止・犯罪被害者防止教材DVD「STOP!それは犯罪だと気付いていますか」を制作。都内全公立小・中学校及び都立特別支援学校等に配布し、授業で活用できるようにした。平成23年度には、生活指導研修資料「暴力行為のない学校づくりに向けて」を作成。公立学校全教員に配布し、校内研修で活用できるようにした。また、平成27年度には、暴力行為に対する指導事例を含む教師用指導資料「規範意識の育成に向けて」を作成。全都立高等学校に配布し、生活指導における組織的対応の推進を図った。
- (4) 全公立学校において、毎年度、暴力行為を含む児童・生徒の非行防止・犯罪被害防止を目的に、家庭・地域・関係機関と連携して「セーフティ教室」を実施している。
- (5) 学校と地域や関係機関との緊密な連携の下に、個々の問題行動の事例に対応する「学校サポートチーム」を、都内全公立学校に設置し、学校を支援する体制を確立している。
- (6) スクールカウンセラー連絡会において、ストレスマネジメントやアンガーマネジメントに関する講演を設定し、参加したスクールカウンセラーが講師となって、校内研修を実施できるようにした。

4 今後の対応

- (1) 学校が暴力行為の防止につながる発達支持的生活指導を推進できるよう、区市町村教育委員会の担当者等を対象とした連絡会において、校内の雰囲気づくりや児童・生徒への教育、働き掛けの在り方等について共通理解を図るとともに、効果的な取組事例等を収集し、周知する。
- (2) 暴力行為の前兆行動の早期発見、早期対応(アセスメントとチーム対応等)に係る取組を強化するため、児童・生徒理解のポイントや具体的な取組等について周知を図る。
- (3) 学校が、児童・生徒の小さな変化を早期に発見し、速やかに専門家と連携した支援を開始できる体制を強化するため、スクールカウンセラーの勤務日数を増加する検証事業や、スクールソーシャルワーカーの訪問回数を増やす区市町村への補助の拡充を行う。
- (4) 区市町村教育委員会が管下の学校において、暴力傾向のある児童・生徒の多様な実態、一人一人が抱える課題やその背景等を把握し、適切な指導・助言ができるよう効果的な取組事例等を周知する。
- (5) 学校が暴力傾向のある児童・生徒に対する組織的な対応を強化するとともに、関係機関等と連携した支援体制を構築できるよう、「学校サポートチーム」の効果的な活用について、教師用指導資料等を用いて周知・徹底を図る。
- (6) 暴力行為を繰り返し行う児童・生徒に対する適切な指導や必要な支援、家庭や関係機関等との連携の在り方について、区市町村教育委員会の担当者や校長等を対象に、情報の共有化を図るなどして、学校の対応力の向上を図る。

5 資料

(1) 暴力行為の発生状況 (表1-1)

項目 校種	学校数 (A)	発生学校数 (B)	発生率(%) B/A×10	発生件数 (C)	1校当たりの 件数 C/A
小学校	1,274	213	16.7	1,249	0.98
中学校	622	206	33.1	861	1.38
高等学校	192	8	4.2	9	0.05

(3) 生徒間暴力の発生状況 (表1-3)

項目 校種	学校数	発生学校数	発生件数	加害児童・生徒数
小学校	1,274	150 (11.77)	740 (0.58)	426 (0.58)
中学校	622	177 (28.46)	595 (0.96)	599 (1.01)
高等学校	192	4 (2.08)	4 (0.02)	4 (1.00)

※ 表中の () は、発生学校数欄が発生学校数/学校数×100(%)、発生件数欄が発生件数/学校数、加害児童・生徒数欄が加害児童・生徒数/発生件数を表す。

(2) 対教師暴力の発生状況 (表1-2)

項目 校種	学校数	発生学校数	発生件数	加害児童・生徒数
小学校	1,274	85 (6.67)	324 (0.25)	114 (0.35)
中学校	622	46 (7.40)	79 (0.13)	64 (0.81)
高等学校	192	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)

※ 表中の () は、発生学校数欄が発生学校数/学校数×100(%)、発生件数欄が発生件数/学校数、加害児童・生徒数欄が加害児童・生徒数/発生件数を表す。

(4) 対人暴力の発生状況 (表1-4)

項目 校種	学校数	発生学校数	発生件数	加害児童・生徒数
小学校	1,274	15 (1.18)	56 (0.04)	35 (0.63)
中学校	622	10 (1.61)	17 (0.03)	21 (1.24)
高等学校	192	3 (1.56)	3 (0.02)	3 (1.00)

※ 表中の () は、発生学校数欄が発生学校数/学校数×100(%)、発生件数欄が発生件数/学校数、加害児童・生徒数欄が加害児童・生徒数/発生件数を表す。
※ 加害者は児童・生徒。被害者は一般の人、他の校種等の児童・生徒。

(5) 器物損壊の発生状況

(表1-5)

項目	校種	学校数	発生学校数	発生件数	加害児童・生徒数
小学校		1,274	64 (5.02)	129 (0.10)	104 (0.81)
中学校		622	76 (12.22)	170 (0.27)	181 (1.06)
高等学校		192	2 (1.04)	2 (0.01)	2 (1.00)

※ 表中の () は、発生学校数欄が発生学校数/学校数×100(%)、発生件数欄が発生件数/学校数、加害児童・生徒数欄が加害児童・生徒数/発生件数を表す。

(6) 暴力行為の学年別加害児童・生徒数

[単位：人]

(表1-6)

区分	1年生		2年生		3年生		4年生		5年生		6年生		合計
	人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)	
小学校計	78	(12.44)	107	(17.07)	87	(13.88)	119	(18.98)	114	(18.18)	122	(19.46)	627
中学校計	382	(44.78)	317	(37.16)	154	(18.05)							853
高等学校計	3	(33.33)	5	(55.56)	1	(11.11)							0
合計	463	(31.09)	429	(28.81)	242	(16.25)	119	(7.99)	114	(7.66)	122	(8.19)	1489

※ 表中の () 内は、該当する児童・生徒数/加害児童・生徒区分別総数×100(%)を表す。

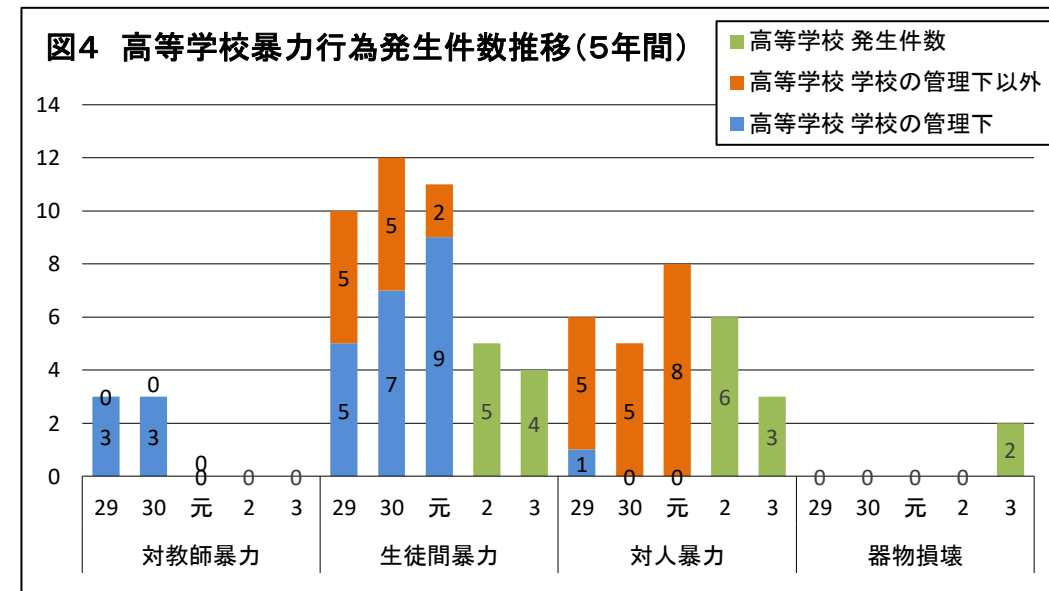
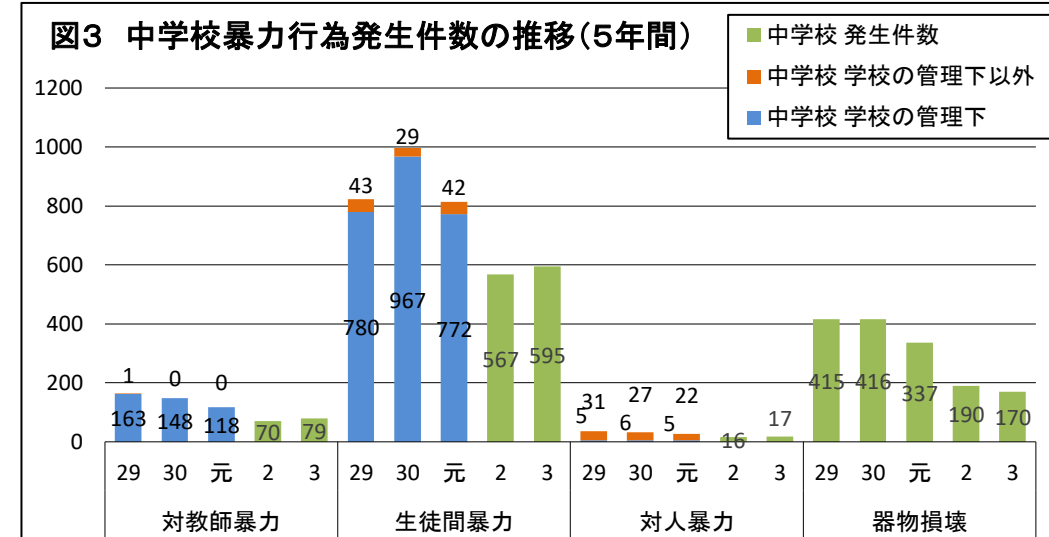
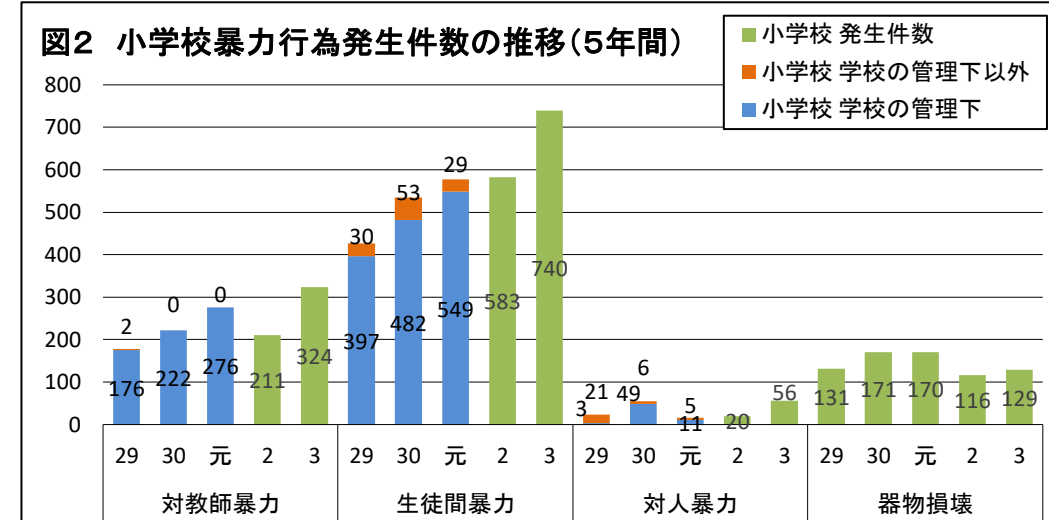
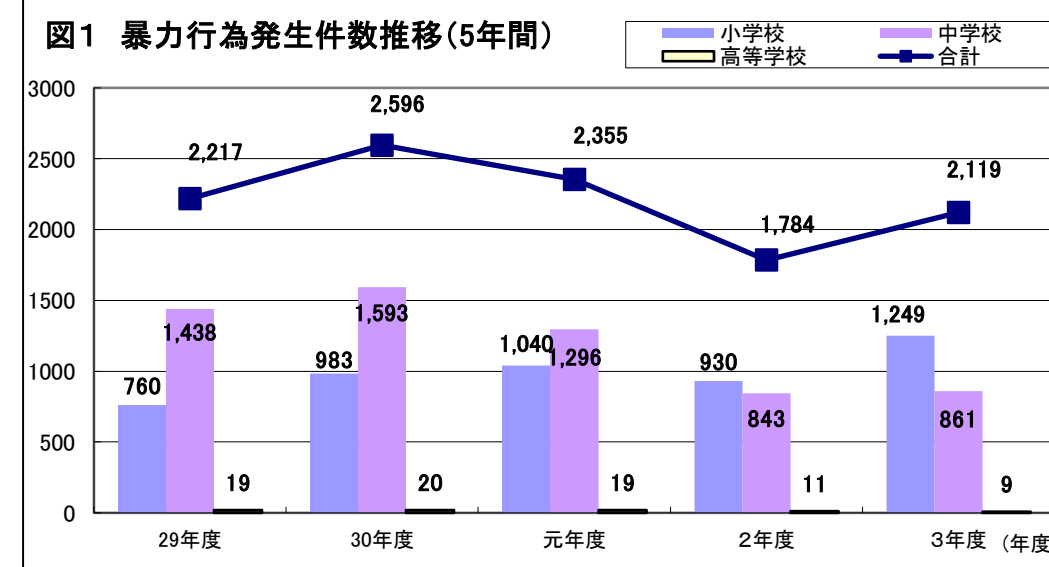
(7) 暴力行為の発生学校数・発生件数の推移

(表1-7)

形態	校種	年度	学校総数	学校の管理下			学校の管理下以外		
				発生学校数	発生率	発生件数	発生学校数	発生率	発生件数
対教師暴力	小学校	29年度	1,282	57	4.4	176	1	0.1	2
		30年度	1,280	84	6.6	222	0	0.0	0
		元年度	1,278	102	8.0	276	0	0.0	0
	中学校	29年度	625	82	13.1	163	1	0.2	1
		30年度	624	80	12.8	148	0	0.0	0
		元年度	623	66	10.6	118	0	0.0	0
	高等学校	29年度	192	3	1.6	3	0	0.0	0
		30年度	192	2	1.0	3	0	0.0	0
		元年度	192	0	0.0	0	0	0.0	0
生徒間暴力	小学校	29年度	1,282	126	9.8	397	14	1.1	30
		30年度	1,280	145	11.3	482	32	2.5	53
		元年度	1,278	158	12.4	549	21	1.6	29
	中学校	29年度	625	181	29.0	780	30	4.8	43
		30年度	624	222	35.6	967	27	4.3	29
		元年度	623	214	34.3	772	35	5.6	42
	高等学校	29年度	192	4	2.1	5	5	2.6	5
		30年度	192	7	3.6	7	4	2.1	5
		元年度	192	9	4.7	9	2	1.0	2
対人暴力	小学校	29年度	1,282	3	0.2	3	6	0.5	21
		30年度	1,280	10	0.8	49	3	0.2	6
		元年度	1,278	8	0.6	11	4	0.3	5
	中学校	29年度	625	3	0.5	5	23	3.7	31
		30年度	624	3	0.5	6	22	3.5	27
		元年度	623	4	0.6	5	17	2.7	22
	高等学校	29年度	192	1	0.5	1	5	2.6	5
		30年度	192	0	0.0	0	3	1.6	5
		元年度	192	0	0.0	0	6	3.1	8
器物損壊	小学校	29年度	1,282	54	4.2	131			
		30年度	1,280	69	5.4	171			
		元年度	1,278	82	6.4	170			
	中学校	29年度	625	153	24.5	415			
		30年度	624	131	21.0	416			
		元年度	623	126	20.2	337			
	高等学校	29年度	192	0	0.0	0			
		30年度	192	0	0.0	0			
		元年度	192	0	0.0	0			

形態	校種	年度	学校総数	発生学校数	発生率	発生件数
対教師暴力	小学校	2年度	1,275	73	5.7	211
		3年度	1,274	85	6.7	324
	中学校	2年度	623	48	7.7	70
		3年度	622	46	7.4	79
	高等学校	2年度	191	0	0.0	0
		3年度	192	0	0.0	0
生徒間暴力	小学校	2年度	1,275	145	11.4	583
		3年度	1,274	150	11.8	740
	中学校	2年度	623	182	29.2	567
		3年度	622	177	28.5	595
	高等学校	2年度	191	5	2.6	5
		3年度	192	4	2.1	4
対人暴力	小学校	2年度	1,275	12	0.9	20
		3年度	1,274	15	1.2	56
	中学校	2年度	623	12	1.9	16
		3年度	622	10	1.6	17
	高等学校	2年度	191	5	2.6	6
		3年度	192	3	1.6	3
器物損壊	小学校	2年度	1,275	65	5.1	116
		3年度	1,274	64	5.0	129
	中学校	2年度	623	95	15.2	190
		3年度	622	76	12.2	170
	高等学校	2年度	191	0	0.0	0
		3年度	192	2	1.0	2

※ 発生率=発生学校数/学校総数×100 (%)
 ※ 令和2年度分調査から、「『学校の管理下』、『学校の管理下以外』のいずれで発生したかにかかわらず、自校の児童・生徒が行った暴力行為を対象とすること」と変更されたため、令和2年度以降のデータは別表としている。



第Ⅱ章 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校におけるいじめの状況

1 調査について

平成25年度から、いじめ防止対策推進法の規定により、次のように定義されている。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）。（以下「法」という。）第2条第1項）をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

2 調査結果の概要 ※（ ）内数値は、令和2年度結果

- いじめの認知状況は、小学校では全体の94.3%（90.9%）にあたる1,202校（1,159校）で54,210件（38,384件）、中学校では全体の89.4%（87.2%）にあたる556校（543校）で5,560件（4,090件）、高等学校では全体の8.1%（14.8%）にあたる19校（35校）で28件（48件）、特別支援学校では全体の14.5%（9.8%）にあたる9校（6校）で37件（16件）認知されている。
解消しているいじめの件数は、小学校では認知件数の80.8%（76.7%）にあたる43,814件（29,456件）、中学校では80.0%（79.2%）にあたる4,450件（3,239件）、高等学校では85.7%（77.1%）にあたる24件（37件）、特別支援学校では78.4%（93.8%）にあたる29件（15件）である。
- いじめの認知件数を学年別にみると、小学校では1年生が21.6%（22.5%）にあたる11,690件（8,638件）、中学校では1年生が53.1%（55.8%）にあたる2,951件（2,282件）、高等学校では1年生が46.4%（54.2%）にあたる13件（26件）で最も多い。
- いじめ発見のきっかけは、小学校、中学校では「アンケート調査など学校の取組により発見」が、高等学校では「本人からの訴え」が、特別支援学校では「学級担任が発見した」が最も多い。
- いじめられた児童・生徒の相談状況は、「学級担任に相談」が、小学校49,424件（35,347件）、中学校4,402件（3,351件）、高等学校20件（37件）、特別支援学校22件（12件）で最も多い。また、「誰にも相談していない」は、小学校1,063件（678件）、中学校274件（151件）、高等学校0件（4件）、特別支援学校0件（0件）で、合計は1,337件（833件）であり、昨年度より504件増加している。
- いじめの態様は、全校種で「冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多い。次いで小学校、特別支援学校では「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」、「仲間はずれ、集団による無視をされる」の順であり、中学校では「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」、「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」の順であり、高等学校では「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」、「その他」の順となっている。
- いじめる児童・生徒への特別な対応は、小学校では「いじめられた児童・生徒やその保護者に対する謝罪の指導」が最も多く、次いで「保護者への報告」、「校長、副校長が指導」の順となっている。中学校では「保護者への報告」が最も多く、次いで「いじめられた児童・生徒やその保護者に対する謝罪の指導」、「スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行う」の順である。高等学校では「保護者への報告」が最も多く、次いで「校長、副校長が指導」、「いじめられた児童・生徒やその保護者に対する謝罪の指導」の順である。特別支援学校では「保護者への報告」が最も多く、次いで「いじめられた児童・生徒やその保護者に対する謝罪の指導」、「スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行う」及び「児童相談所、警察等の関係機関と連携した対応（サポートチームなども含む）」の順である。
- いじめられた児童・生徒への特別な対応は、全校種で「スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行う」が最も多く、次いで、小学校、中学校では、「別室を提供したり、常時教職員が付くなどして、心身の安全を確保」、高等学校では「当該いじめについて、教育委員会と連携して対応」、特別支援学校では「別室を提供したり、常時教職員が付くなどして心身の安全を確保」及び「児童相談所等の関係機関と連携した対応（サポートチームなども含む）」の順となっている。
- 学校におけるいじめ問題に対する日常の取組として、「職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った」、「いじめの問題に関する校内研修会を実施した」、「道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った」、「スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った」、「教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った」、「学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るよう努めた」、「インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した」、「学校い

じめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った」、「いじめ防止対策推進法第22条に基づく、いじめ防止等の対策のための組織を招集した」の項目は、全校で取り組んでいる。

- いじめの日常の実態把握のために、学校が直接児童・生徒に対し行った具体的な方法では、全ての校種で「アンケート調査の実施」が最も多い。次いで「個別面談の実施」となっている。

3 東京都教育委員会の取組

- 年2回、都内全公立学校で「ふれあい（いじめ防止強化）月間」を実施し、いじめ防止に向けた取組の充実を図るとともに、都独自のいじめに関する調査等を通して、各学校及び教職員が、いじめ防止対策の成果や課題に自ら気づき、PDCAサイクルの中で改善を図るようにした。
- 都内全公立小・中・高等学校にスクールカウンセラーを配置するとともに、いじめの未然防止、早期発見のため、小学校5年生、中学校1年生、高校1年生を対象に全員面接を行っている。
- 令和3年2月に「東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】」を策定し、見逃しがちな軽微ないじめの具体例や重大性の段階に応じた対応等に加え、いじめの認知件数が多いことをもって、その学校や学級に課題があるという捉え方をしないこと、「学校いじめ対策委員会」の役割を明確化し、全てのいじめについて組織的な対応を強化すること、「学校いじめ防止基本方針」を保護者に周知するとともに、被害の子供、加害の子供の保護者に対して学校の対応方針等を説明すること等について周知・徹底を図った。
- 各学校において年3回以上のアンケートを実施し、いじめの早期発見に努めている。また、「いじめ相談ホットライン」による24時間の電話相談（フリーダイヤル）、メール相談、来所相談等に加え、「相談ほっとLINE@東京」によるSNS相談を実施し、児童・生徒や保護者がより相談しやすい環境を整えている。
- 「『考えよう！いじめ・SNS@Tokyo』」ウェブサイト及びアプリの活用など、教育相談体制の一層の充実を図った。
- 平成30年2月に、「SOSの出し方に関する教育を推進するための指導資料」を作成し、都内全公立学校に配布するとともに、本教材を使用又は活用した授業を各校種いずれかの各年で年間1単位以上実施するよう周知・徹底を図っている。
- 令和4年5月に、児童・生徒向けリーフレット「学校みんなが安心して過ごせるようにするために」を作成・配布し、児童・生徒がいじめ防止対策推進法の趣旨や学校がいじめに関わる取組等を理解するとともに、自分自身にできることを考えられるようにした。

4 今後の対応

- 学校が、保護者や地域住民との日常からの信頼関係に基づく取組を強化できるよう、都教育委員会が開発した、いじめについて学校と共に考える「保護者プログラム」、いじめ問題解決のための「地域プログラム」の活用を促進する。
- 専門家の力を活用したいじめ防止対策を推進するため、学校や保護者が、いじめの早期解決に向けて、初期の段階から、弁護士や精神科医、心理士等のサポートを受けられるような相談体制の構築について検討を行う。
- 学校が、児童・生徒の小さな変化を早期に発見し、速やかに専門家と連携した支援を開始できる体制を強化するため、スクールカウンセラーの勤務日数を増加する検証事業や、スクールソーシャルワーカーの訪問回数を増やす区市町村への補助の拡充を行う。
- 一人1台の学習者用端末や統合型学習支援サービス等を利用して、他者を傷付けたり、いじめとなるような発言を行ったりすることのないよう、人権を尊重した教育活動に努めるため、「SNS東京ノート電子版（令和4年4月）」等を活用し、学習者用端末等のより適切な利用について、主体的に考えさせる指導を推進する。
- 多様性や互いのよさを認め合う態度の育成を目指し、日常の授業から、児童・生徒同士が話し合い、合意形成や意思決定を行う場面を設定することを推進する。
- 全ての教職員が「いじめ」の定義を正しく理解し、学校いじめ対策委員会において、いじめを確実に認知するとともに、「PDCAサイクルによる評価・改善」を通して、実効のないいじめ防止対策を推進できるよう、「いじめ防止において必ず取り組む18の項目」やふれあい月間「教員シート」、「学校シート」の活用を促進する。
- 「SOSの出し方に関する教育」を都内全公立学校で推進し、子供に対して、悩みや不安がある場合は、身近な大人や友達に相談するよう指導を繰り返すとともに、教職員の「子供のSOSを受け止め、支援する力」を高めるための取組の強化を図る。

5 資料

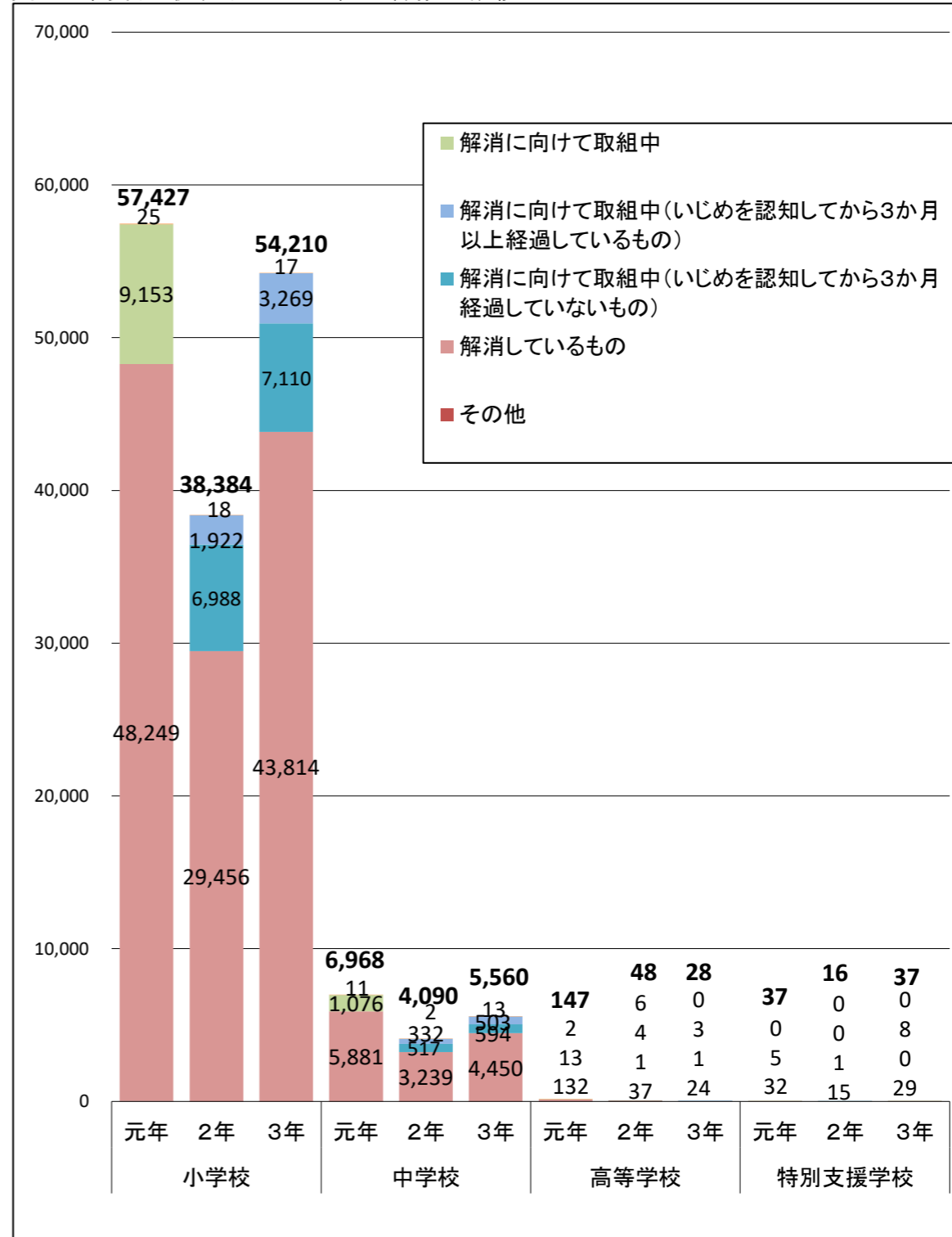
(1) いじめの認知状況(令和3年度)

(表2-1)

項目	校種					計
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校		
学校総数(A)	1,274 [1,275]	622 [623]	236 [236]	62 [61]	2,194 [2,195]	
認知学校数(B)	1,202 [1,159]	556 [543]	19 [35]	9 [6]	1,786 [1,743]	
認知件数(C)	54,210 [38,384]	5,560 [4,090]	28 [48]	37 [16]	59,835 [42,538]	
認知学校率 B/A×100	94.3 [90.9]	89.4 [87.2]	8.1 [14.8]	14.5 [9.8]	81.4 [79.4]	
1校当たり件数 C/A(件)	42.6 [30.1]	8.9 [6.6]	0.1 [0.2]	0.6 [0.3]	27.3 [19.4]	
解消しているもの	43,814 [29,456]	4,450 [3,239]	24 [37]	29 [15]	48,317 [32,747]	
(解消率%)	80.8 [76.7]	80.0 [79.2]	85.7 [77.1]	78.4 [93.8]	80.8 [77.0]	
解消に向けて取組中(D) いじめを認知してから3か月以上経過しているもの	3,269 [1,922]	503 [332]	3 [4]	8 [0]	3,783 [2,258]	
(%)	6.0 [5.0]	9.0 [8.1]	10.7 [8.3]	21.6 [0.0]	6.3 [5.3]	
解消に向けて取組中(E) いじめを認知してから3か月経過していないもの	7,110 [6,988]	594 [517]	1 [1]	0 [1]	7,705 [7,507]	
(%)	13.1 [18.2]	10.7 [12.6]	3.6 [2.1]	0.0 [6.3]	12.9 [17.6]	
解消に向けて取組中 D+E	10,379 [8,910]	1,097 [849]	4 [5]	8 [1]	11,488 [9,765]	
(%)	19.1 [23.2]	19.7 [20.8]	14.3 [10.4]	21.6 [6.3]	19.2 [23.0]	
その他	17 [18]	13 [2]	0 [6]	0 [0]	30 [26]	
(%)	0.03 [0.05]	0.23 [0.05]	0.0 [12.5]	0.0 [0.0]	0.05 [0.06]	

※ []内は令和2年度の数値を表している。
 ※ 高等学校の「学校総数」は、課程数の合計である。
 ※ 令和2年度調査から「解消に向けて取組中」の項目が「いじめを認知してから3か月以上経過しているもの」と「いじめを認知してから3か月経過していないもの」に分けて計上することとなった。

図5 年度別・校種別 いじめ認知件数の推移



(2) いじめの認知件数の学年別内訳

[単位：件] (表2-2)

校種 学年	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
	(件)	割合 (%)	(件)	割合 (%)	(件)	割合 (%)	(件)	割合 (%)	(件)	割合 (%)
計	54,210	90.6	5,560	9.3	28	0.0	37	0.1	59,835	100.0
1年生	11,690	21.6	2,951	53.1	13	46.4				
2年生	11,331	20.9	1,832	32.9	6	21.4				
3年生	9,685	17.9	777	14.0	6	21.4				
4年生	8,966	16.5			3	10.7				
5年生	7,195	13.3								
6年生	5,343	9.9								

- ※ 高等学校定時制課程等の4年生以上は、4年生として取り扱う。
- ※ 割合は、該当する件数/いじめの認知件数×100(%)
- ※ 令和3年度分調査から、いじめの認知件数の学年別内訳において、男女別の項目が削除された。

(3) いじめの発見のきっかけ

[単位：件] (表2-3)

発見	校種					計
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校		
学校の教職員等が発見	41,637 (76.8)	3,602 (64.8)	9 (32.1)	23 (62.2)		45,271 (75.7)
内 訳	学級担任が発見	5,619	597	1	10	6,227
	学級担任以外の教職員が発見 (養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く)	415	274	0	1	690
	養護教諭が発見	92	43	0	1	136
	スクールカウンセラー等の相談員が発見	113	24	0	2	139
	アンケート調査など学校の取組により発見	35,398	2,664	8	9	38,079
	学校の教職員以外からの情報により発見	12,573 (23.2)	1,958 (35.2)	19 (67.9)	14 (37.8)	
内 訳	本人からの訴え	7,876	1,170	9	9	9,064
	当該児童・生徒(本人)の保護者からの訴え	2,962	469	8	3	3,442
	児童・生徒(本人を除く)からの情報	1,163	229	1	2	1,395
	保護者(本人の保護者を除く)からの情報	465	77	1	0	543
	地域住民からの情報	15	4	0	0	19
	学校以外の関係機関(相談機関を含む)からの情報	23	5	0	0	28
	その他(匿名による投書など)	69	4	0	0	73
計	54,210	5,560	28	37		59,835

※ () 内は、該当する件数/いじめの認知件数×100(%)

(4) いじめられた児童・生徒の相談状況

[単位：件] (表2-4)

区分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
学級担任に相談	49,424 (91.2)	4,402 (79.2)	20 (71.4)	22 (59.5)	53,868 (90.0)
学級担任以外の教職員に相談 (養護教諭、スクールカウンセラー等の 相談員を除く)	1,875 (3.5)	773 (13.9)	6 (21.4)	10 (27.0)	2,664 (4.5)
養護教諭に相談	1,068 (2.0)	226 (4.1)	1 (3.6)	0 (0.0)	1,295 (2.2)
スクールカウンセラー等の相談 員に相談	1,413 (2.6)	240 (4.3)	3 (10.7)	3 (8.1)	1,659 (2.8)
学校以外の相談機関に相談 (電話相談やメール等も含む)	108 (0.2)	37 (0.7)	1 (3.6)	0 (0.0)	146 (0.2)
保護者や家族等に相談	5,830 (10.8)	952 (17.1)	13 (46.4)	6 (16.2)	6,801 (11.4)
友人に相談	1,772 (3.3)	438 (7.9)	4 (14.3)	2 (5.4)	2,216 (3.7)
その他(地域の人など)	87 (0.2)	9 (0.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	96 (0.2)
誰にも相談していない	1,063 (2.0)	274 (4.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	1,337 (2.2)
計	62,640 (115.6)	7,351 (132.2)	48 (171.4)	43 (116.2)	70,082 (117.1)

※ 複数選択となっている。

※ () 内は、該当する件数/いじめの認知件数×100 (%)

(5) いじめの態様

[単位：件] (表2-5)

区分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
冷やかしかからかい、 悪口や脅し文句、嫌な ことを言われる。	35,369 (65.2)	3,666 (65.9)	15 (53.6)	22 (59.5)	39,072 (65.3)
仲間はずれ、集団によ る無視をされる。	5,469 (10.1)	432 (7.8)	3 (10.7)	7 (18.9)	5,911 (9.9)
軽くぶつかられたり、 遊ぶふりをしてたたか れたり、蹴られたりす る。	11,397 (21.0)	804 (14.5)	2 (7.1)	8 (21.6)	12,211 (20.4)
ひどくぶつかられた り、たたかれたり、蹴 られたりする。	1,455 (2.7)	136 (2.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	1,591 (2.7)
金品をたかられる。	188 (0.3)	25 (0.4)	0 (0.0)	1 (2.7)	214 (0.4)
金品を隠されたり、盗 まれたり、壊されたり 、捨てられたりす る。	1,581 (2.9)	205 (3.7)	1 (3.6)	1 (2.7)	1,788 (3.0)
嫌なことや恥ずかしい こと、危険なことをさ れたり、させられたり する。	2,610 (4.8)	304 (5.5)	2 (7.1)	0 (0.0)	2,916 (4.9)
パソコンや携帯電話等 で、ひぼう・中傷や嫌 なことをされる。	572 (1.1)	509 (9.2)	6 (21.4)	0 (0.0)	1,087 (1.8)
その他	1,512 (2.8)	129 (2.3)	4 (14.3)	0 (0.0)	1,645 (2.7)
計	60,153 (111.0)	6,210 (111.7)	33 (117.9)	39 (105.4)	66,435 (111.0)

※ 複数選択となっている。

※ () 内は、該当する件数/いじめの認知件数×100 (%)

(6) いじめる児童・生徒への特別な対応 [単位：件] (表2-6)

校種 区分		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行う		1,393 (2.6)	252 (4.5)	4 (14.3)	8 (21.6)	1,657 (2.8)
校長、副校長が指導		1,784 (3.3)	107 (1.9)	9 (32.1)	6 (16.2)	1,906 (3.2)
別室指導		501 (0.9)	238 (4.3)	3 (10.7)	6 (16.2)	748 (1.3)
学級替え		8 (0.01)	3 (0.05)	0 (0.0)	0 (0.0)	11 (0.02)
退学・ 転学	懲戒処分としての退学	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	その他	0 (0.00)	1 (0.02)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.00)
停学				0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
出席停止		0 (0.0)	0 (0.0)			0 (0.0)
自宅学習・自宅謹慎				2 (7.1)	1 (2.7)	3 (0.01)
訓告		0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.00)
保護者への報告		16,281 (30.0)	3,323 (59.8)	14 (50.0)	24 (64.9)	19,642 (32.8)
いじめられた児童・生徒やその保護者に対する謝罪の指導		24,744 (45.6)	2,607 (46.9)	5 (17.9)	15 (40.5)	27,371 (45.7)
児童相談所、警察等の関係機関と連携した対応(サポートチームなども含む)		149 (0.3)	64 (1.2)	3 (10.7)	8 (21.6)	224 (0.4)
計		44,860 (82.8)	6,595 (118.6)	40 (142.9)	68 (183.8)	51,563 (86.2)

※ 複数選択となっている。

※ () 内は、該当する件数/いじめの認知件数×100 (%)

※ 退学・転学のうち、「その他」とは、勸奨・申出による退学及び転学である。

(7) いじめられた児童・生徒への特別な対応 [単位：件] (表2-7)

校種 区分		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行う		1,525 (2.8)	453 (8.1)	7 (25.0)	13 (35.1)	1,998 (3.3)
別室を提供したり、常時教職員が付くなどして心身の安全を確保		701 (1.3)	371 (6.7)	5 (17.9)	2 (5.4)	1,079 (1.8)
緊急避難としての欠席		17 (0.03)	11 (0.2)	4 (14.3)	0 (0.0)	32 (0.1)
学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施		204 (0.4)	164 (2.9)	1 (3.6)	1 (2.7)	370 (0.6)
学級替え		11 (0.02)	1 (0.02)	0 (0.0)	0 (0.0)	12 (0.02)
当該いじめについて、教育委員会と連携して対応		542 (1.0)	189 (3.4)	6 (21.4)	0 (0.0)	737 (1.2)
児童相談所等の関係機関と連携した対応(サポートチームなども含む)		104 (0.2)	43 (0.8)	2 (7.1)	2 (5.4)	151 (0.3)
計		3,104 (5.7)	1,232 (22.2)	25 (89.3)	18 (48.6)	4,379 (7.3)

※ 複数選択となっている。

※ () 内は、該当する件数/いじめの認知件数×100 (%)

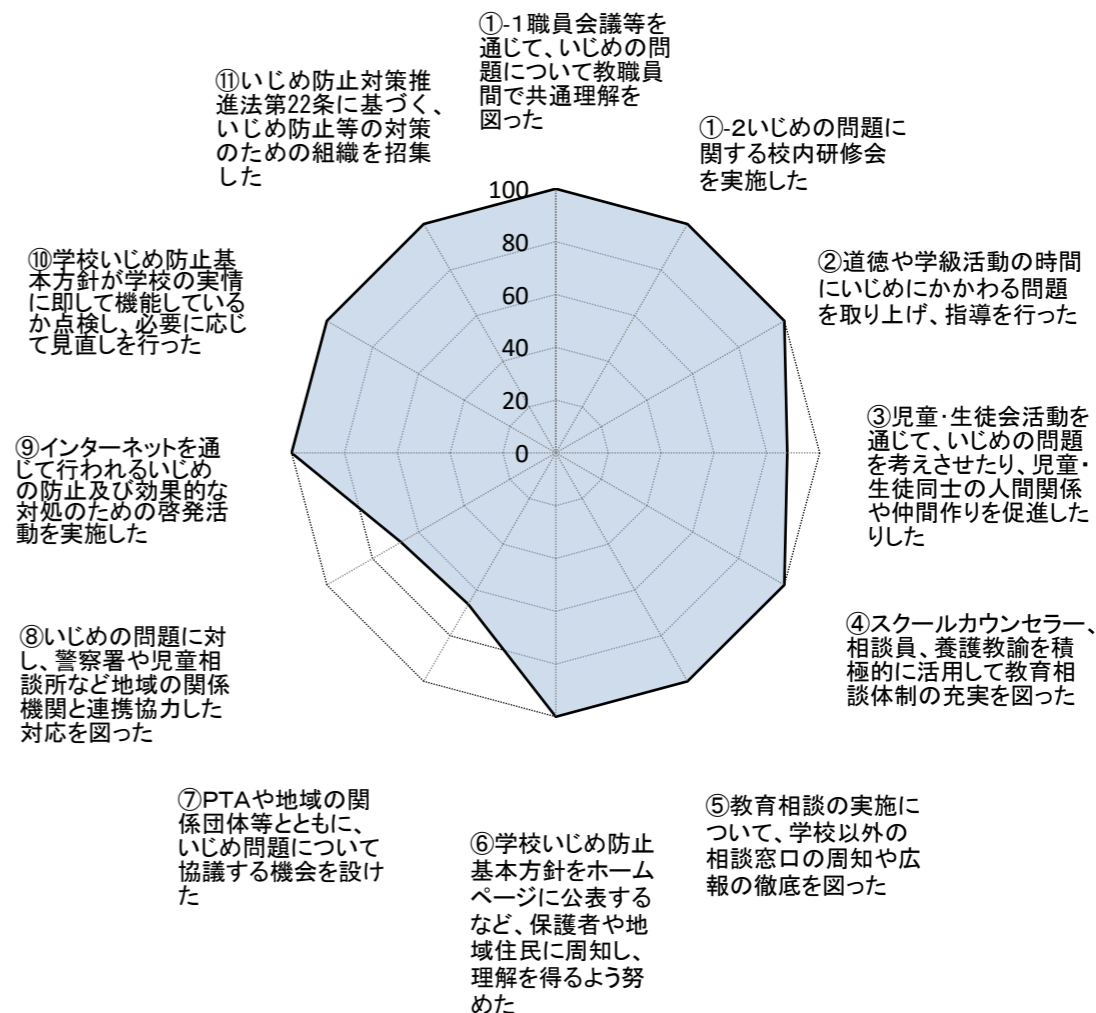
(8) 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組 [単位：校] (表2-8)

区分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
①-1 職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った	1,274 (100.0)	622 (100.0)	236 (100.0)	62 (100.0)	2,194 (100.0)
①-2 いじめの問題に関する校内研修会を実施した	1,274 (100.0)	622 (100.0)	236 (100.0)	62 (100.0)	2,194 (100.0)
② 道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った	1,274 (100.0)	622 (100.0)	236 (100.0)	62 (100.0)	2,194 (100.0)
③ 児童・生徒会活動を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした	1,164 (91.4)	579 (93.1)	121 (51.3)	61 (98.4)	1,925 (87.7)
④ スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った	1,274 (100.0)	622 (100.0)	236 (100.0)	62 (100.0)	2,194 (100.0)
⑤ 教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った	1,274 (100.0)	622 (100.0)	236 (100.0)	62 (100.0)	2,194 (100.0)
⑥ 学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得よう努めた	1,274 (100.0)	622 (100.0)	236 (100.0)	62 (100.0)	2,194 (100.0)
⑦ PTAや地域の関係団体等とともに、いじめ問題について協議する機会を設けた	872 (68.4)	429 (69.0)	94 (39.8)	59 (95.2)	1,454 (66.3)
⑧ いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った	879 (69.0)	440 (70.7)	105 (44.5)	60 (96.8)	1,484 (67.6)
⑨ インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した	1,274 (100.0)	622 (100.0)	236 (100.0)	62 (100.0)	2,194 (100.0)
⑩ 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った	1,274 (100.0)	622 (100.0)	236 (100.0)	62 (100.0)	2,194 (100.0)
⑪ いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめ防止等の対策のための組織を招集した	1,274 (100.0)	622 (100.0)	236 (100.0)	62 (100.0)	2,194 (100.0)
計	14,381 (1128.8)	7,046 (1132.8)	2,444 (1035.6)	738 (1190.3)	24,609 (1121.6)

※ 複数選択となっている。

※ () 内は、該当する件数/校種別学校総数×100 (%)

図6 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組の実施校率



(9) いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童・生徒に対し行った
具体的な方法 [単位：校] (表2-9)

区分 \ 校種	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
アンケート調査の実施	1,274 (100.0)	622 (100.0)	236 (100.0)	62 (100.0)	2,194 (100.0)
個別面談の実施	995 (78.1)	484 (77.8)	129 (54.7)	36 (58.1)	1,644 (74.9)
「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と児童・生徒との間で日常行われている日記等	272 (21.4)	397 (63.8)	12 (5.1)	19 (30.6)	700 (31.9)
家庭訪問	162 (12.7)	149 (24.0)	10 (4.2)	6 (9.7)	327 (14.9)
その他	49 (3.8)	17 (2.7)	5 (2.1)	6 (9.7)	77 (3.5)
計	2,752 (216.0)	1,669 (268.3)	392 (166.1)	129 (208.1)	4,942 (225.3)

※ 複数選択となっている。

※ () 内は、該当する件数/校種別学校総数×100 (%)

(10) いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」について

区分	〔1〕いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」が発生した学校数(単位:校)	〔2〕いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数(単位:件)														
		① うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」について								② うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」について						
		第1号重大事態の発生件数	ア 重大な被害の態様				イ 調査状況				第2号重大事態の発生件数	ア 調査状況				
			(ア) 生命	(イ) 身体	(ウ) 精神	(エ) 金品等	(ア) 調査済みの件数		(イ) 調査中の件数	(ア) 調査済みの件数		(イ) 調査中の件数				
								うち、調査の結果、いじめが確認されたもの	うち、調査の結果、いじめが確認されなかったもの			うち、調査の結果、いじめが確認されたもの	うち、調査の結果、いじめが確認されなかったもの			
小学校	30	33	16	2	3	8	3	8	8	0	8	19	11	11	0	8
中学校	11	11	3	1	2	0	0	0	0	0	3	8	5	5	0	3
高等学校	1	1	1	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
特別支援学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	42	45	20	3	5	9	3	9	9	0	11	27	16	16	0	11

区分	〔3〕いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の調査主体(単位:件)						〔4〕いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」のうち、同法第30条第2項及び同法第31条第2項に規定する調査の結果について調査(再調査)を行った件数					
	「重大事態」の発生件数のうち、当該学校が調査主体となった件数		「重大事態」の発生件数のうち、当該学校の設置者(当該学校以外)が調査主体となった件数(単位:件)		「重大事態」の発生件数のうち、調査主体を検討中の件数(単位:件)		地方公共団体の長等において調査の結果について調査(再調査)を行った件数					
	うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数	うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数	うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数	うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数	うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数	うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数	うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数	うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数	うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数	うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数		
	小学校	19	9	11	11	6	6	3	1	2	2	1
中学校	9	2	7	2	1	1	0	0	0	0	0	0
高等学校	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別支援学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	29	12	18	13	7	7	3	1	2	2	1	1

※ 法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、同項第2号に規定する「重大事態」は「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」である。

※ 1件の重大事態が、法第28条第1項第1号及び同第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に記入している。

第Ⅲ章 小学校・中学校における長期欠席の状況

1 調査について

「長期欠席者数」とは、令和4年3月31日現在の在学者のうち、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計の日数により、令和3年度間に30日以上登校しなかった（連続したものであるか否かを問わない）児童・生徒数を集計したものである。

また、「理由別長期欠席者数」とは、長期欠席者数を理由別に分類した児童・生徒数であり、欠席理由は次による。なお、欠席理由が2つ以上あるときは、主な理由を1つ選択している。

- 「病気」本人の心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者
- 「経済的理由」家計が苦しく教育費が出せない、児童・生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者
- 「不登校」何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者
- 「新型コロナウイルスの感染回避」新型コロナウイルスの感染を回避するため、本人又は保護者の意志で出席しない者、及び医療的ケア児や基礎疾患で登校すべきでない」と校長が判断した者
- 「その他」上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者

令和3年度の変更点は、「その他」の具体例に「新型コロナウイルスの感染の急拡大期に、学校又は教育委員会から推奨あるいは提示されたオンライン学習（オンラインと対面のハイブリットで学習指導を行う場合も含む。）に参加したことによって、登校しなかった日数が30日以上となる者」を追加した点である。

2 調査結果の概要 ※（ ）内数値は、令和2年度結果

- (1) 長期欠席者数は、小学校で21,726人(13,083人)、中学校で20,432人(14,479人)である。
- (2) 理由別長期欠席者数の内訳は、小・中学校ともに「不登校」が最も多く、小学校は次いで「新型コロナウイルスの感染回避」、「その他」の順に多く、中学校は「新型コロナウイルスの感染回避」、「病気」の順に多い。
- (3) 不登校児童・生徒が在籍する学校数は、小学校で全体の96.2%(92.8%)にあたる1,226校(1,183校)、中学校で全体の99.2%(98.7%)にあたる617校(615校)である。
- (4) 不登校児童・生徒数は、小学校で7,939人(6,317人)、中学校で13,597人(11,371人)である。不登校出現率は、小学校で1.33%(1.06%)、中学校で5.76%(4.93%)である。
- (5) 不登校児童・生徒の欠席期間別内訳は、「うち、90日以上欠席している者」が小学校で3,902人(3,058人)、中学校で8,944人(7,676人)、「うち、出席日数が10日以下の者」が小学校で819人(712人)、中学校で2,165人(2,115人)、「うち、出席日数が0日の者」が小学校で353人(320人)、中学校で684人(700人)である。
- (6) 不登校児童・生徒の学年別内訳は、学年進行に従って増加しており、小学校では6年生の2,396人(1,895人)、中学校では3年生の4,995人(4,133人)が最も多い。
- (7) 不登校児童・生徒への指導結果の状況は、登校する又はできるようになった児童・生徒の割合が小学校で26.7%(28.7%)、中学校で22.6%(22.2%)である。
- (8) 不登校の要因は、「主たるもの」及び「主たるもの以外にも当てはまるもの」の計について、小学校では本人に係る状況の「無気力・不安」が最も多く、次いで家庭に係る状況の「親子の関わり方」、本人に係る状況の「生活リズムの乱れ、あそび、非行」が多い。中学校では、本人に係る状況の「無気力・不安」が最も多く、次いで学校に係る状況の「いじめを除く友人関係をめぐる問題」、「学業の不振」が多い。

- (9) 相談・指導等を受けた機関等は、学校外では、小学校で「教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の機関」が1,305人(1,007人)、中学校で「教育支援センター(適応指導教室)」が2,244人(1,893人)と最も多い。また、学校内では、小・中学校ともに「スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談を受けた」人数が多く、小学校で4,066人(3,380人)、中学校で5,476人(4,762人)である。一方、学校内外いずれにおいても「相談・指導等を受けていない」人数は、小学校で1,510人(1,222人)、中学校で3,590人(2,897人)である。

この「学校内外いずれにおいても『相談・指導等を受けていない』人数」のうち、学校の教職員と全く関わりがもてていない児童・生徒数は、小学校で233人、中学校で248人である（都教育委員会の独自調査による）。

3 東京都教育委員会の取組

- (1) 令和4年度から、教育支援センターの支援員等が行っている不登校児童・生徒に対する効果的な支援方法等を共有するため、「教育支援センター支援員等連絡会」を開催している。
- (2) 令和2年度から、教育支援センターの充実を図るため、教育支援センターの新規設置や機能強化に係る経費の一部を支援する補助事業により、区市町村を支援している。
- (3) 令和2年度から、区市町村立学校と不登校児童・生徒を支援するフリースクール等が連携した支援を行えるよう、「東京都学校・フリースクール等協議会」を開催している。平成19年度から開催していた「不登校・若者自立支援フォーラム(平成30年度から「児童・生徒支援フォーラム」と呼称)」は、本協議会に統合した。
- (4) 平成30年度に、不登校の未然防止、早期支援、長期化への対応それぞれについて、教員の手引となる「児童・生徒を支援するためのガイドブック」を作成し、都内全公立小・中学校に配布した。令和2年度から、ガイドブックの活用を促進するため、「研修キット」を作成し、区市町村教育委員会に周知した。
- (5) 平成23年度から、不登校児童・生徒の家庭を訪問し支援する「家庭と子供の支援員」を学校に配置する区市町村を支援している。令和3年度は、希望する34区市町を支援した。
- (6) 平成20年度から、社会福祉等の専門性や関係機関とのネットワーク等を活用するため、スクールソーシャルワーカーを配置する区市町村を支援している。令和3年度は、希望する50区市町を支援した。
- (7) 平成7年度から、児童・生徒の相談等に対応するため、スクールカウンセラーの配置を開始し、平成25年度から、全公立小・中学校に配置している。
- (8) 平成5年度から、不登校について早急に対応する必要がある中学校に対し、組織的な指導体制の確立を図るため、不登校対応加配教員を配置している。

4 今後の対応

- (1) 今年度から指定している「不登校児童・生徒調査研究校」において、各校の状況や取組による成果や課題を明らかにするとともに、効果的な不登校対策の充実した取組について普及・啓発を図る。
- (2) 学校と専門家との連携強化のため、スクールカウンセラーの勤務日数を増加する検証事業や、スクールソーシャルワーカーの訪問回数を増やす区市町村への補助の拡充を行う。
- (3) 不登校児童・生徒の学びの場を確保するため、引き続き、教育支援センターの新規設置や機能強化を図る取組、不登校特例校の設置の取組について、区市町村を支援する。
- (4) 「東京都学校・フリースクール等協議会」を継続して開催するとともに、フリースクール等に通う不登校児童・生徒の支援ニーズ等を把握するための調査研究の結果を踏まえ、公民が連携した支援を推進する。
- (5) 「児童・生徒を支援するためのガイドブック」及び「研修キット」を活用し、教員の対応力の向上等に向け、区市町村立学校における支援の更なる充実を図る。

5 資料

(1) 長期欠席者数の推移 (表3-1)
[単位：上段(人)、下段(%)]

校種 \ 年度	元年度	2年度	3年度
小学校	8,975 (1.52)	13,083 (2.20)	21,726 (3.63)
中学校	13,443 (5.90)	14,479 (6.27)	20,432 (8.66)
計	22,418 (2.74)	27,562 (3.34)	42,158 (5.05)

※表中の()は、出現率(長期欠席者数/児童・生徒総数×100)を表す。
※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を含む。

(2) 理由別長期欠席者数の推移 (表3-2)
[単位：上段(人)、下段(%)]

項目 \ 年度	小学校			中学校		
	元年度	2年度	3年度	元年度	2年度	3年度
病気	1,939 (21.60)	1,986 (15.18)	2,439 (11.23)	1,718 (12.78)	1,799 (12.42)	2,507 (12.27)
経済的理由	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)
不登校	5,217 (58.13)	6,317 (48.28)	7,939 (36.54)	10,851 (80.72)	11,371 (78.53)	13,597 (66.55)
新型コロナウイルスの感染回避	- (-)	2,645 (20.22)	7,444 (34.26)	- (-)	615 (4.25)	2,643 (12.94)
その他	1,819 (20.27)	2,135 (16.32)	3,904 (17.97)	874 (6.50)	694 (4.79)	1,685 (8.25)
計	8,975	13,083	21,726	13,443	14,479	20,432

※ 表中の()は、長期欠席者数に占める割合(該当者数/長期欠席者数×100)を表す。

※ 小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を含む。

図7 (1)-2 長期欠席者数の推移 (図7)

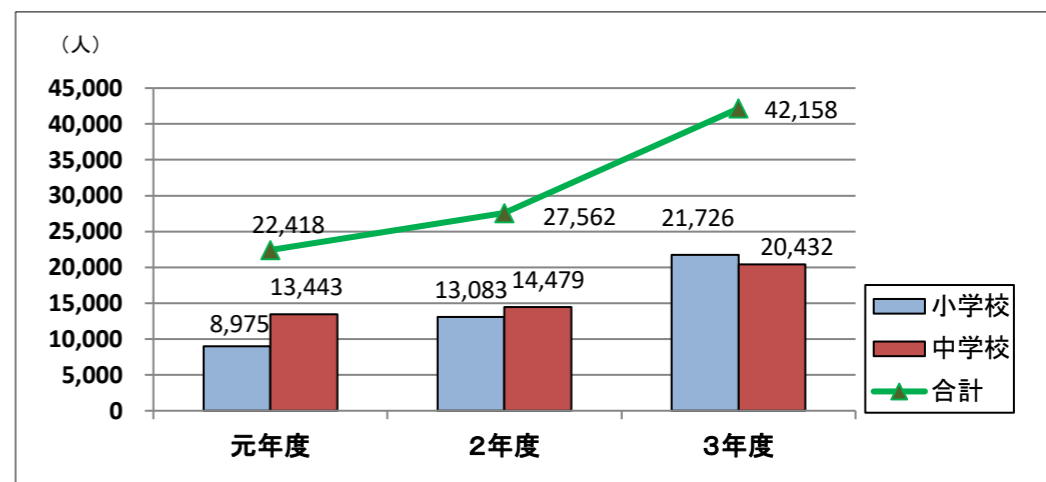
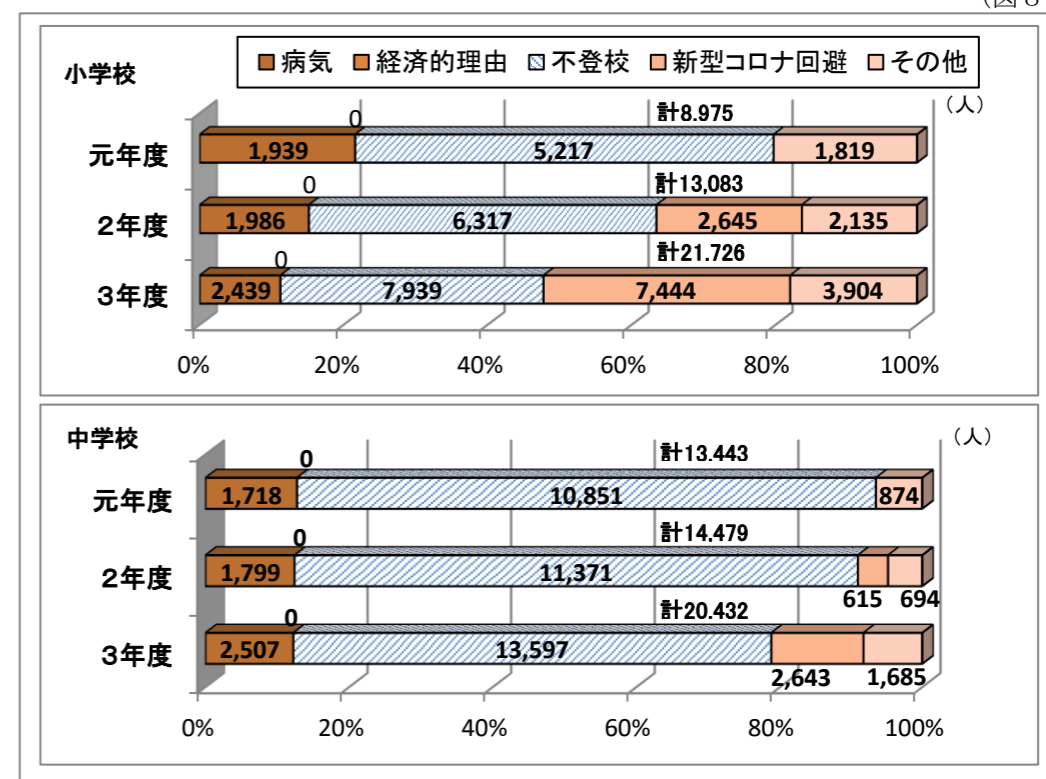


図8 (2)-2 理由別長期欠席者数の推移 (図8)



(3) 不登校の発生状況

(表3-3)

項目	校種 年度	小 学 校			中 学 校		
		元年度	2年度	3年度	元年度	2年度	3年度
在籍学校数(校) A		1,154	1,183	1,226	614	615	617
学校発生率 (%) A/公立学校総数×100		90.3	92.8	96.2	98.6	98.7	99.2
不登校児童・生徒数 (人) B		5,217	6,317	7,939	10,851	11,371	13,597
出現率 (%) B/児童・生徒総数×100		0.88	1.06	1.33	4.76	4.93	5.76

(4) 不登校児童・生徒数の推移

(表3-4)

[単位：上段(人)、下段(%)]

校種	年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
小学校		2,944	3,226	4,318	5,217	6,317	7,939
		(0.52)	(0.56)	(0.74)	(0.88)	(1.06)	(1.33)
中学校		8,442	8,762	9,870	10,851	11,371	13,597
		(3.60)	(3.78)	(4.33)	(4.76)	(4.93)	(5.76)
計		11,386	11,988	14,188	16,068	17,688	21,536
		(1.42)	(1.48)	(1.75)	(1.96)	(2.14)	(2.58)

※ 表中の()は、不登校出現率(不登校児童・生徒数/児童・生徒総数×100)を表す。

(5) 不登校児童・生徒の欠席期間別内訳

(表3-5)

[単位：人]

区分	不登校児童・生徒数(A)			
	うち、90日以上欠席している者	うち、出席日数が10日以下の者		うち、出席日数が0日の者
		うち、90日以上欠席している者	うち、出席日数が10日以下の者	
小学校	7,939 (6,317)	3,902 (3,058)	819 (712)	353 (320)
中学校	13,597 (11,371)	8,944 (7,676)	2,165 (2,115)	684 (700)
計	21,536 (17,688)	12,846 (10,734)	2,984 (2,827)	1,037 (1,020)

※ この調査は平成27年度から行われている。
 ※ 表中の()は、令和2年度の人数を表す。

(6) 不登校児童・生徒数の学年別内訳

(表3-6)

[単位：上段(人)、下段(%)]

項目	校種 年度	小 学 校			中 学 校		
		元年度	2年度	3年度	元年度	2年度	3年度
1年生		241 (0.24)	349 (0.35)	463 (0.45)	2,981 (3.87)	3,076 (3.92)	3,780 (4.79)
2年生		465 (0.47)	534 (0.54)	693 (0.69)	3,796 (5.14)	4,162 (5.36)	4,822 (6.11)
3年生		712 (0.72)	812 (0.83)	1,055 (1.06)	4,074 (5.30)	4,133 (5.54)	4,995 (6.40)
4年生		908 (0.92)	1,161 (1.17)	1,418 (1.44)			
5年生		1,227 (1.25)	1,566 (1.58)	1,914 (1.93)			
6年生		1,664 (1.71)	1,895 (1.93)	2,396 (2.42)			
計		5,217 (0.88)	6,317 (1.06)	7,939 (1.33)	10,851 (4.76)	11,371 (4.93)	13,597 (5.76)

※ 表中の()は、不登校出現率(学年別不登校児童・生徒数/学年別児童・生徒総数×100)を表す。

(7) 不登校児童・生徒への指導結果の状況

(表3-7)

[単位：上段(人)、下段(%)]

項目	校種 年度	小 学 校			中 学 校		
		元年度	2年度	3年度	元年度	2年度	3年度
指導の結果登校する又はできるようになった児童・生徒数		1,099 (21.1)	1,810 (28.7)	2,118 (26.7)	1,624 (15.0)	2,523 (22.2)	3,071 (22.6)
指導中の児童・生徒数		4,118 (78.9)	4,507 (71.3)	5,821 (73.3)	9,227 (85.0)	8,848 (77.8)	10,526 (77.4)
計		5,217 (100.0)	6,317 (100.0)	7,939 (100.0)	10,851 (100.0)	11,371 (100.0)	13,597 (100.0)

※ 表中の()内は、該当する児童・生徒の割合(該当する児童・生徒数/不登校児童・生徒総数×100)を表す。

(8) 不登校の要因

(表 3-8)
[単位：上段(人)、中・下段(%)]

区分 令和3年度	人数(人) 割合(%)	総計	学校に係る状況										家庭に係る状況				本人に係る状況			左記に該当なし
			計(学校)	いじめ	ぐ友い る人 問題 を除く	題係教 を職 めぐ るの 問関	学業の不振	安進 路に 係る 不	不部ク 適活ラ 応動ブ 等活 への 動の、	題等学 を校 め ぐ る ま 問り	不学入 適、学 応進、 級転 編の 入	計(家庭)	化境家 の庭 の急 激生 な活 変環	方親 子の 関 わり	家庭 内の 不 和	計(本人)	び乱生 、れ活 非、リ 行、あ ず その の	無 気 力 、 不 安		
小学校	①主たるもの ※1つ選択	不登校児童数	7,939	1,380	19	579	144	334	17	0	87	200	1,500	234	1,123	143	4,960	870	4,090	99
		割合	—	17.4%	0.2%	7.3%	1.8%	4.2%	0.2%	0.0%	1.1%	2.5%	18.9%	2.9%	14.1%	1.8%	62.5%	11.0%	51.5%	1.2%
	②主たるもの以外に も当てはまるもの ※一人につき 2つまで選択可	延べ児童数	3,759	1,225	2	327	118	537	39	2	84	116	1,190	130	882	178	1,344	627	717	
		割合	—	32.6%	0.1%	8.7%	3.1%	14.3%	1.0%	0.1%	2.2%	3.1%	31.7%	3.5%	23.5%	4.7%	35.8%	16.7%	19.1%	
①、②の計	延べ児童数	11,698	2,605	21	906	262	871	56	2	171	316	2,690	364	2,005	321	6,304	1,497	4,807	99	
	割合	—	22.3%	0.2%	7.7%	2.2%	7.4%	0.5%	0.0%	1.5%	2.7%	23.0%	3.1%	17.1%	2.7%	53.9%	12.8%	41.1%	0.8%	
中学校	①主たるもの ※1つ選択	不登校生徒数	13,597	3,718	9	1,529	116	1,024	138	40	109	753	1,359	294	793	272	8,320	1,288	7,032	200
		割合	—	27.3%	0.1%	11.2%	0.9%	7.5%	1.0%	0.3%	0.8%	5.5%	10.0%	2.2%	5.8%	2.0%	61.2%	9.5%	51.7%	1.5%
	②主たるもの以外に も当てはまるもの ※一人につき 2つまで選択可	延べ生徒数	5,351	2,379	0	623	124	1,005	187	68	120	252	1,269	168	834	267	1,703	655	1,048	
		割合	—	44.5%	0.0%	11.6%	2.3%	18.8%	3.5%	1.3%	2.2%	4.7%	23.7%	3.1%	15.6%	5.0%	31.8%	12.2%	19.6%	
①、②の計	延べ生徒数	18,948	6,097	9	2,152	240	2,029	325	108	229	1,005	2,628	462	1,627	539	10,023	1,943	8,080	200	
	割合	—	32.2%	0.0%	11.4%	1.3%	10.7%	1.7%	0.6%	1.2%	5.3%	13.9%	2.4%	8.6%	2.8%	52.9%	10.3%	42.6%	1.1%	

※ 「不登校の要因」については、「長期欠席者の状況」における「不登校」と回答した不登校児童・生徒全員につき、「①主たるもの」を1つ選択する。「②主たるもの以外にも当てはまるもの」がある場合には、一人につき2つまで選択する。

学校、家庭及び本人に係る状況に当てはまるものがない場合は、「左記に該当なし」を選択する。

※ 割合は、各区分における「総計」に対する割合を表す。

※ 調査票の「区分」については、具体的に下記のようなものが考えられる。

<p>※不登校の要因（「区分」）</p> <p>*学校に係る状況</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめ・・・・・・・・・・本調査で定義するいじめに該当するもの いじめを除く友人関係をめぐる問題・・仲違い等 教職員との関係をめぐる問題・・・・・教職員の強い叱責、注意等 学業の不振・・・・・・・・・・成績の不振、授業が分からない、試験が嫌い等 進路にかかる不安・・・・・・・・・・将来の進路希望が定まらない等 クラブ活動、部活動等への不適応・・・・・部活動の練習に参加したくない等 学校のきまり等をめぐる問題・・・・・制服を着たくない、給食を食べたくない、学校行事に参加したくない等 入学、転編入学、進級時の不適応・・・・・転校したくなかった、クラス替えが自分の願う学級編成ではなかった等 	<p>*家庭に係る状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭の生活環境の急激な変化・・・・・・親の単身赴任、離婚等 親子の関わり方・・・・・・・・・・親の叱責、親の言葉・態度への反発、親の過干渉・放任等 家庭内の不和・・・・・・・・・・両親の不和、祖父母と父母の不和等 <p>*本人に係る状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活リズムの乱れ、あそび、非行・・就寝起床時間が定まらず昼夜逆転になる、非行グループに入り非行行為を行う等 無気力、不安・・・・・・・・・・無気力でなんとなく登校しない。登校の意志はあるが、漠然とした不安を覚え登校しない（できない。）等 <p>*左記に該当なし・・・・・・・・・・本人や保護者と話しても上記のような傾向が見えず、学校、家庭及び本人に係る状況に当てはまるものがない</p>
---	---

(9) 相談・指導等を受けた学校内外の機関等

(表3-9)
[単位：上段(人)、下段(%)]

区分	校種 年度	小学校						中学校					
		元年度		2年度		3年度		元年度		2年度		3年度	
			*		*		*		*		*		*
学校外	①教育支援センター（適応指導教室）	655 (12.6)	421 (8.1)	759 (12.0)	467 (7.4)	925 (11.7)	619 (7.8)	2,024 (18.7)	1,515 (14.0)	1,893 (16.6)	1,433 (12.6)	2,244 (16.5)	1,644 (12.1)
	②教育委員会及び教育センター等 教育委員会所管の機関（①を除く）	843 (16.2)	478 (9.2)	1,007 (15.9)	600 (9.5)	1,305 (16.4)	803 (10.1)	1,245 (11.5)	964 (8.9)	1,319 (11.6)	1,046 (9.2)	1,497 (11.0)	1,131 (8.3)
	③児童相談所・福祉事務所	289 (5.5)	158 (3.0)	403 (6.4)	203 (3.2)	484 (6.1)	264 (3.3)	517 (4.8)	341 (3.1)	615 (5.4)	425 (3.7)	772 (5.7)	501 (3.7)
	④保健所・精神保健福祉センター	22 (0.4)	9 (0.2)	29 (0.5)	10 (0.2)	59 (0.7)	36 (0.5)	48 (0.4)	37 (0.3)	37 (0.3)	30 (0.3)	76 (0.6)	52 (0.4)
	⑤病院、診療所	729 (14.0)	353 (6.8)	979 (15.5)	512 (8.1)	1,111 (14.0)	613 (7.7)	947 (8.7)	651 (6.0)	1,303 (11.5)	888 (7.8)	1,684 (12.4)	1,090 (8.0)
	⑥民間団体、民間施設	264 (5.1)	186 (3.6)	303 (4.8)	201 (3.2)	386 (4.9)	264 (3.3)	494 (4.6)	398 (3.7)	515 (4.5)	419 (3.7)	641 (4.7)	502 (3.7)
	⑦上記以外の機関等	64 (1.2)	28 (0.5)	77 (1.2)	42 (0.7)	119 (1.5)	76 (1.0)	75 (0.7)	54 (0.5)	140 (1.2)	99 (0.9)	150 (1.1)	102 (0.8)
	⑧上記①～⑦の機関等での相談・指導 等を受けていない	2,900 (55.6)	1,140 (21.9)	3,398 (53.8)	1,405 (22.2)	4,288 (54.0)	1,701 (21.4)	6,321 (58.3)	3,934 (36.3)	6,429 (56.5)	4,015 (35.3)	7,673 (56.4)	4,764 (35.0)
学校内	⑨養護教諭による専門的な指導を受け た	1,457 (27.9)	630 (12.1)	1,577 (25.0)	676 (10.7)	1,872 (23.6)	866 (10.9)	2,355 (21.7)	1,450 (13.4)	2,387 (21.0)	1,471 (12.9)	2,533 (18.6)	1,463 (10.8)
	⑩スクールカウンセラー、相談員等 による専門的な相談を受けた	2,674 (51.3)	1,301 (24.9)	3,380 (53.5)	1,614 (25.6)	4,066 (51.2)	1,992 (25.1)	4,497 (41.4)	3,022 (27.8)	4,762 (41.9)	3,154 (27.7)	5,476 (40.3)	3,520 (25.9)
	⑪上記⑨・⑩による相談・指導等を受 けていない	1,949 (37.4)	927 (17.8)	2,328 (36.9)	1,192 (18.9)	2,996 (37.7)	1,503 (18.9)	5,216 (48.1)	3,522 (32.5)	5,314 (46.7)	3,675 (32.3)	6,651 (48.9)	4,596 (33.8)
⑫上記①～⑦、⑨・⑩による相 談・指導等を受けていない	802 (15.4)	286 (5.5)	1,222 (19.3)	553 (8.8)	1,510 (19.0)	621 (7.8)	2,369 (21.8)	1,368 (12.6)	2,897 (25.5)	1,850 (16.3)	3,590 (26.4)	2,291 (16.8)	
不登校児童・生徒数（人）		5,217		6,317		7,939		10,851		11,371		13,597	

※ 表中の（ ）は、該当する児童・生徒の割合（該当する児童・生徒数／不登校児童・生徒数×100）を表す。

※ ①～⑦は学校外の機関で相談・指導等を受けた人数、⑨・⑩は学校内で相談・指導等を受けた人数を表す。

※ *の欄は、各回答の内数として「不登校のうち、90日以上欠席している者」を表す。

【参考】 不登校児童・生徒数の推移、不登校出現率、学校復帰率

不登校児童・生徒数の推移

(表3-10)
[単位:人]

校種 \ 年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
小学校	1,936	2,015	1,912	2,366	2,565	2,731
中学校	6,978	6,801	6,469	7,164	7,514	7,887
合計	8,914	8,816	8,381	9,530	10,079	10,618

校種 \ 年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
小学校	2,944	3,226	4,318	5,217	6,317	7,939
中学校	8,442	8,762	9,870	10,851	11,371	13,597
合計	11,386	11,988	14,188	16,068	17,688	21,536

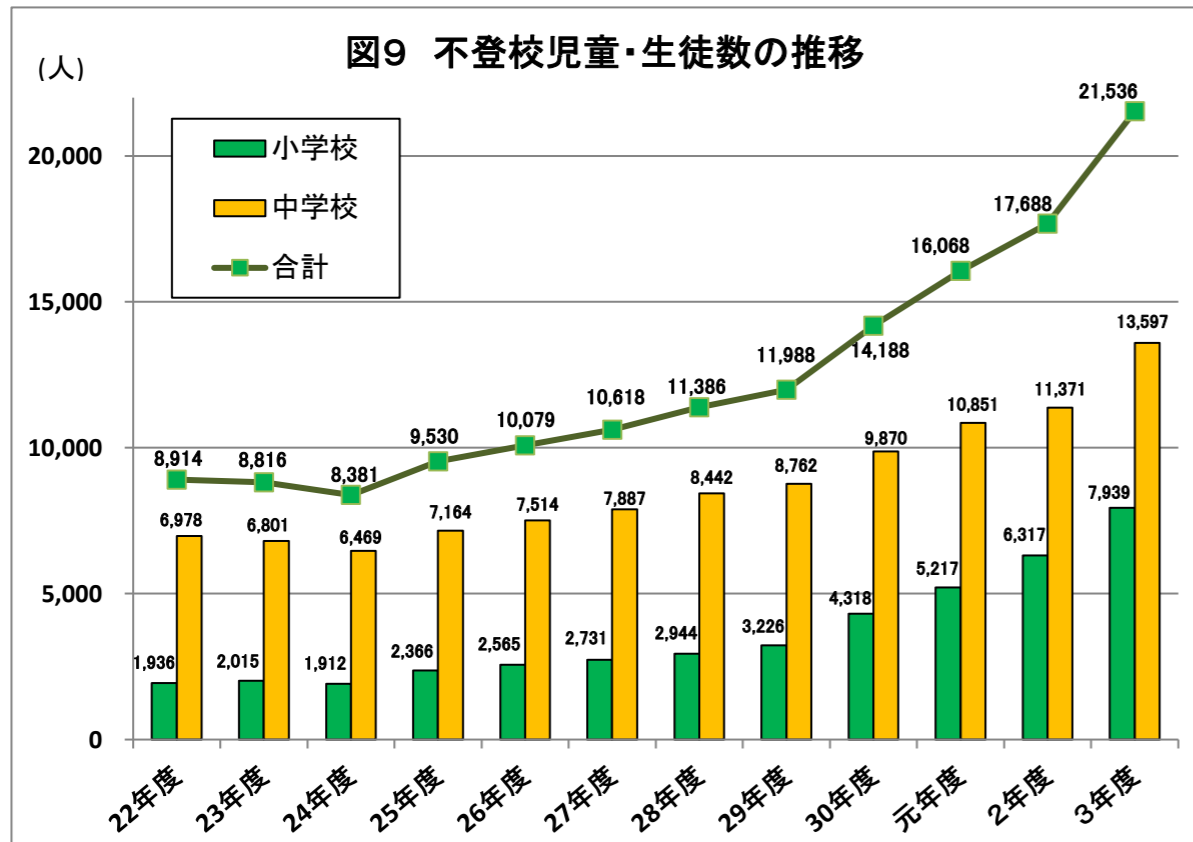


図10 不登校児童・生徒の出現率(不登校児童・生徒数/児童・生徒総数×100)

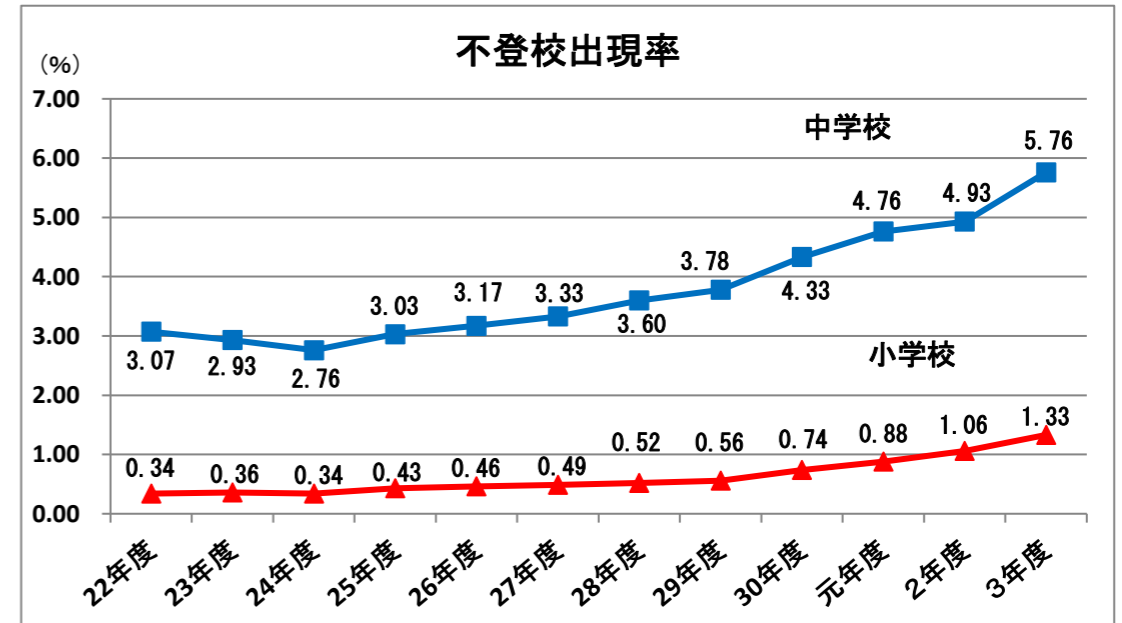
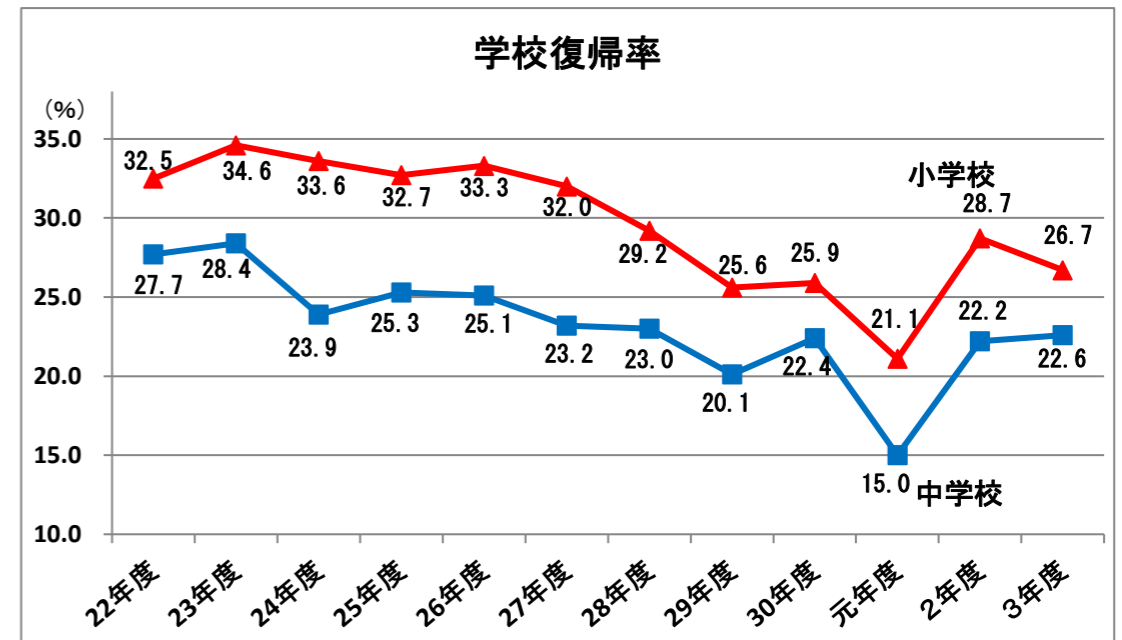


図11 不登校児童・生徒の学校復帰率

(指導の結果登校する又はできるようになった児童・生徒数/不登校児童・生徒数×100)



第IV章 高等学校における長期欠席者の状況

1 調査について

この調査の「理由別長期欠席者数」とは、学校基本調査の小・中学校における「長期欠席者」に準じ、次のとおりとする。

- (1) 令和3年度間に30日以上登校しなかった（連続したものであるか否かを問わない）生徒数をそれぞれ理由別に集計したもの。
- (2) 欠席理由は次によることとする。また、欠席理由が2つ以上あるときは、主な理由を一つ選び記入する。
 - 「病気」とは、本人の心身の故障等（けがを含む）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者の数。
 - 「経済的理由」とは、家計が苦しく教育費が出せない、生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者の数。
 - 「不登校」とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者の数。
 - 「新型コロナウイルスの感染回避」とは、新型コロナウイルスの感染を回避するため、本人又は保護者の意志で出席しない者、及び医療的ケア児や基礎疾患で登校すべきでないと校長が判断した者の数。
 - 「その他」とは、上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」、「新型コロナウイルスの感染回避」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者の数。

2 調査結果の概要 ※（ ）内数値は、令和2年度結果

- (1) 都立高校全体の長期欠席者数は、12,353人(6,916人)で、前年度と比較すると5,437人の増加であった。全日制では9,498人(3,875人)で5,623人増加、定時制では2,855人(3,041人)で186人減少した。
- (2) 長期欠席者数の理由別内訳で見ると、全日制では「その他」、「不登校」、「病気」、「新型コロナウイルスの感染回避」の順に、定時制では「不登校」、「病気」、「その他」、「新型コロナウイルスの感染回避」の順に多い。
- (3) 長期欠席者数の出現率を学年別にみると、全日制・定時制ともに2学年が最も高い。
- (4) 不登校の要因と考えられる状況をみると、「学校に係る状況」では、全日制は「学業の不振」、定時制は「進路に係る不安」が最も多い。「本人に係る状況」では、全日制・定時制ともに「無気力・不安」が最も多い。

3 東京都教育委員会の対応

- (1) 平成7年度からスクールカウンセラーの配置を開始した。平成25年度からは全校にスクールカウンセラーを配置し、学校生活への適応、学校復帰への支援を図っている。また、平成28年度からは、全定併置校のそれぞれの課程にスクールカウンセラーを配置し、学校の教育相談体制を充実させている。

なお、学校の要請により指導主事や心理専門職を研修会等に派遣したり、都立学校教育相談担当者連絡会を開催したりして教育相談体制の構築・教育相談活動の充実を図るなど学校を支援するとともに、教育相談に関する教職員の資質向上を図っている。
- (2) 昼夜間定時制高校、チャレンジスクール、エンカレッジスクールなど、新しいタイプの高校を設置し、小・中学校での不登校や高校での中途退学を経験した生徒に対し、個に応じた教育課程の編成や指導体制の充実を図っている。
- (3) 「都立高校学力スタンダード」活用事業、生徒による授業評価、東京都教育研究員、東京教師道場、東京都若手教員育成研修及び全都立高校を対象とした授業公開の実施など、より一層の授業改善を推進している。
- (4) 生徒の勤労観・職業観や主体的に進路を選択する能力・態度を育むため、平成18年度から全都立高校でキャリア教育の全体計画を作成し、組織的な取組を推進している。
- (5) 不登校・中途退学防止対策のため、平成28年度から都教育委員会にユースソーシャルワーカーを含む自立支援チームを設置し、支援を要する生徒等に対するきめ細やかな相談対応等を行い、社会的・職業的自立を促進している。
- (6) 全ての定時制課程における人間関係づくりのための構成的グループエンカウンターを各校に講師を派遣して実施している。
- (7) 平成27年度から全都立高校において、生活指導の強化などの具体的な目標を掲げた「中途退学防止改善計画書」を作成し、中途退学防止に向けた組織的な取組を推進している。
- (8) デジタルを活用した生徒の心身のサインを早期かつ適切に把握するシステムの開発及び全校実施に向けた校内体制を整備する。
- (9) 各学校が策定した教育活動の指針となるスクール・ポリシーを明示し、学校説明会や授業公開を拡充する。
- (10) 中学校において特別支援学級等で指導・支援を受けていた生徒を対象とした将来社会人として自立するための通級による指導を実施する。
- (11) 企業や大学、NPO等との連携による多様な参加体験型の「都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業」を拡充する。

4 資料

(1) 長期欠席者数の推移 [単位：人] (表4-1)

校種	元年度	2年度	3年度
全日制	2,148 (1.72)	3,875 (3.16)	9,498 (7.93)
定時制	3,315 (30.35)	3,041 (29.27)	2,855 (29.18)
計	5,463 (4.01)	6,916 (5.20)	12,353 (9.53)

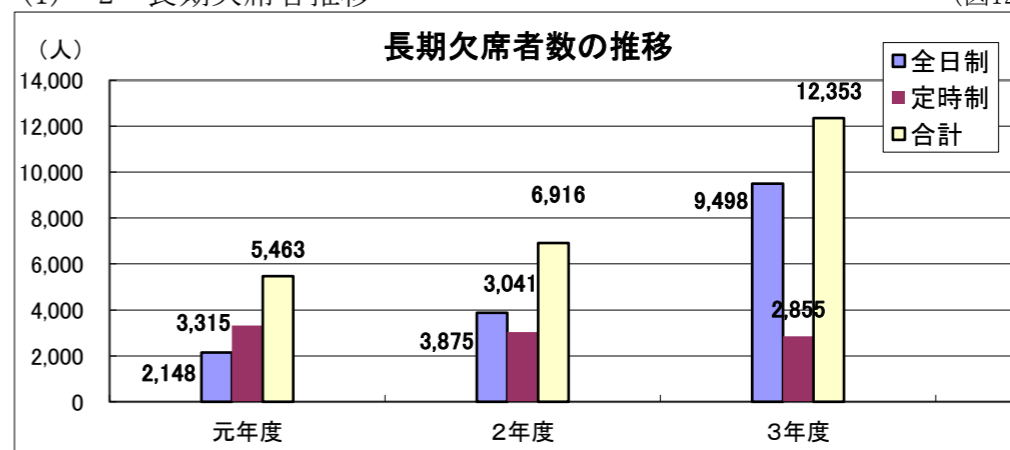
※表中の()は、出現率(長期欠席者数/生徒総数×100)を表す。

(2) 長期欠席理由別の推移 [単位：人] (表4-2)

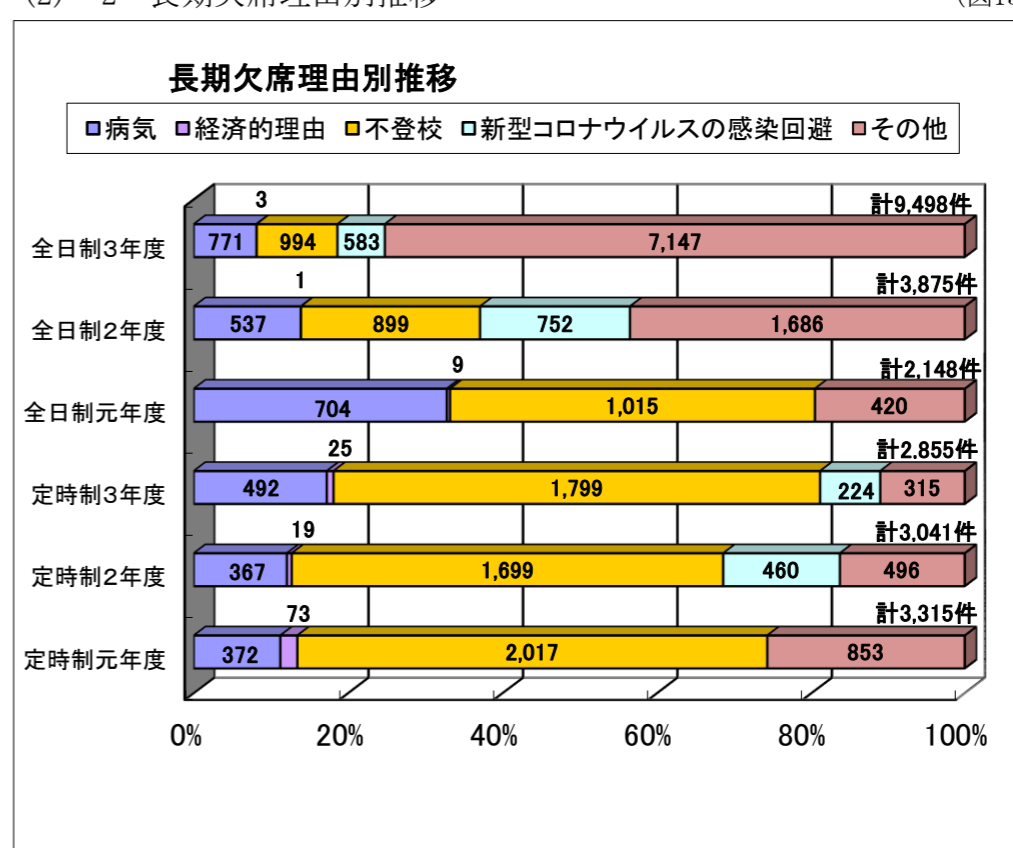
項目	校種 年度	全日制			定時制		
		元年度	2年度	3年度	元年度	2年度	3年度
病気		704 (32.77)	537 (13.86)	771 (8.12)	372 (11.22)	367 (12.07)	492 (17.23)
経済的理由		9 (0.42)	1 (0.03)	3 (0.03)	73 (2.20)	19 (0.62)	25 (0.88)
不登校		1,015 (47.25)	899 (23.20)	994 (10.47)	2,017 (60.84)	1,699 (55.87)	1,799 (63.01)
新型コロナウイルスの感染回避		- (-)	752 (19.41)	583 (6.14)	- (-)	460 (15.13)	224 (7.85)
その他		420 (19.55)	1,686 (43.51)	7,147 (75.25)	853 (25.73)	496 (16.31)	315 (11.03)
計		2,148 (100)	3,875 (100)	9,498 (100)	3,315 (100)	3,041 (100)	2,855 (100)

※表中の()は、長期欠席者数にしめる割合(該当者数/長期欠席者数×100)を表す。

(1)-2 長期欠席者推移 (図12)



(2)-2 長期欠席理由別推移 (図13)



(3) 学年別長期欠席理由

[単位：人] (表4-3)

校種	理由 学年	病気	経済的理由	不登校						新型コロナウイルスの 感染回避	その他	合計
				中退	原級 留置	うち、 90日以上 欠席してい る者	うち、 出席日数が 10日以下の 者	うち、 出席日数が 0日の者				
全 日 制	1年	164 (0.48)	1 (0.00)	330 (0.96)	100	30	55	10	2	151 (0.44)	2,198 (6.39)	2,844 (8.27)
	2年	276 (0.79)	1 (0.00)	288 (0.82)	53	14	39	4	2	190 (0.54)	2,651 (7.59)	3,406 (9.75)
	3年	212 (0.61)	1 (0.00)	256 (0.74)	15	0	13	2	1	194 (0.56)	1,316 (3.79)	1,979 (5.71)
	単位制	119 (0.75)	0 (0.00)	120 (0.76)	18	2	16	3	1	48 (0.30)	982 (6.21)	1,269 (8.03)
	計	771 (0.64)	3 (0.00)	994 (0.83)	186	46	123	19	6	583 (0.49)	7,147 (5.97)	9,498 (7.93)
定 時 制	1年	30 (5.81)	2 (0.39)	69 (13.37)	31	6	23	6	2	8 (1.55)	16 (3.10)	125 (24.22)
	2年	47 (8.19)	3 (0.52)	65 (11.32)	17	4	19	3	3	9 (1.57)	36 (6.27)	160 (27.87)
	3年	64 (9.89)	1 (0.15)	50 (7.73)	19	7	16	4	2	13 (2.01)	48 (7.42)	176 (27.20)
	4年	36 (5.98)	0 (0.00)	56 (9.30)	3	1	3	1	1	21 (3.49)	27 (4.49)	140 (23.26)
	単位制	315 (4.23)	19 (0.26)	1,559 (20.94)	181	15	647	236	62	173 (2.32)	188 (2.53)	2,254 (30.28)
	計	492 (5.03)	25 (0.26)	1,799 (18.39)	251	33	708	250	70	224 (2.29)	315 (3.22)	2,855 (29.18)
合計		1,263 (0.97)	28 (0.02)	2,793 (2.16)	437	79	831	269	76	807 (0.62)	7,462 (5.76)	12,353 (9.53)

※表中の () は、出現率 (生徒数/学年生徒総数(3年4月1日現在) × 100) を表す。

(4)－1 不登校生徒数の推移

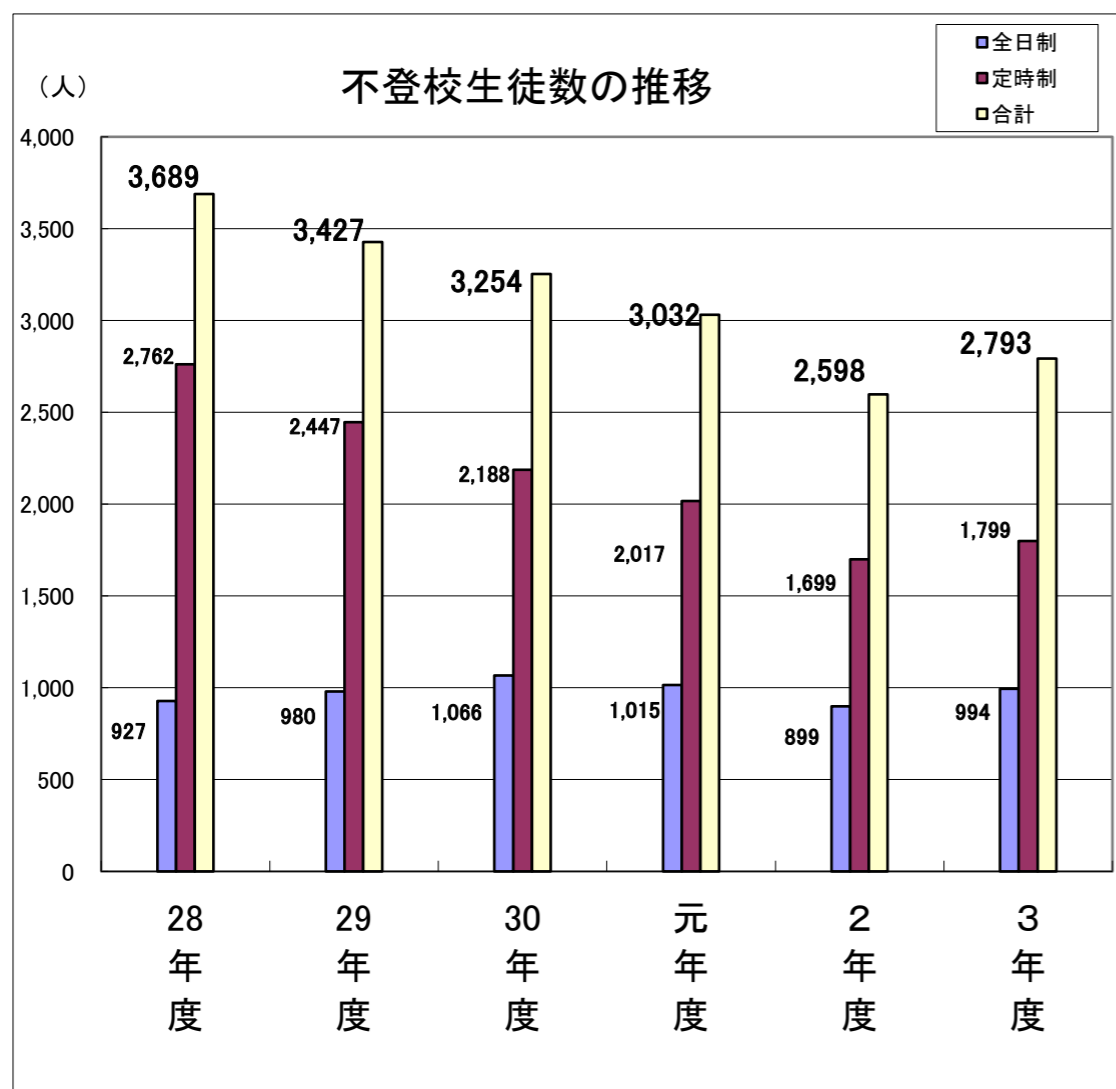
[単位：人](表4－4)

校 種	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
全日制	927 (0.72)	980 (0.77)	1,066 (0.84)	1,015 (0.81)	899 (0.73)	994 (0.83)
定時制	2,762 (22.04)	2,447 (19.82)	2,188 (19.02)	2,017 (18.46)	1,699 (16.35)	1,799 (18.39)
計	3,689	3,427	3,254	3,032	2,598	2,793

※表中の () は、出現率 (不登校生徒数/生徒総数×100) を表す。

(4)－2 不登校生徒数の推移

(図14)



(5) 不登校の要因

(表4-5)

校種	区分	学校に係る状況							家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし	
		いじめ	友人関係を除く問題	教職員との関係	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動への適応	学校での課題	入学適応、進級、転編の不安	家庭の急激な生活変遷	親子の関わり	家庭内の不和	生活リズムの乱れ、非行、そのほか		無気力、不安
全日制	①主たるもの	2	35	11	121	38	5	7	86	15	25	19	182	384	64
	②主たるもの以外にも当てはまるもの	0	18	4	29	16	3	0	12	7	13	7	28	30	-
定時制	①主たるもの	1	71	2	77	84	8	3	69	46	93	52	285	877	131
	②主たるもの以外にも当てはまるもの	0	11	0	19	10	1	4	18	15	32	11	51	52	-

※ この「不登校の要因」に関する調査は、平成27年度から行われている。

※ 「長期欠席者の状況」で「不登校」と回答した生徒全員につき、主たる要因を1つ選択。主たるもの以外で当てはまるものがある場合には、一人につき2つ選択。

第V章 高等学校における中途退学者数等の状況

1 調査について

この調査は、平成17年度が初年度であるが、東京都教育委員会が公立学校統計調査として、昭和53年度から実施している。

調査内容は、令和3年4月1日現在の都立高等学校に在籍する生徒を対象に、令和3年4月から令和4年3月までの1年間の退学者・原級留置者の状況を取りまとめたものである。

「退学者」とは、令和3年度の途中で校長の許可を受け、又は懲戒処分を受けて退学した者等をいい、転学者及び学校教育法施行規則の規程（いわゆる飛び入学）により大学へ進学した者は含まない。また、退学者一人につき複数の理由がある場合には、主たる理由を一つ選択している。

2 調査結果の概要 ※（ ）内数値は、令和2年度結果

(1) 全日制課程

ア 令和3年度における1年間の退学者数は、907人(924人)であった。これは1校当たり平均退学者数5.1人(5.2人)、対生徒比率(退学率)は0.8%(0.8%)であり、前年度と比較すると、退学者数は17人の減少、1校当たり平均退学者数が0.1人の減少、対生徒比率(退学率)は、同率であった。

イ 学年制全体の退学率は0.8%(0.8%)で、同率であった。

学年別の退学者数は、1学年439人(492人)退学率1.3%(1.4%)、2学年293人(261人)退学率0.8%(0.7%)、3学年83人(85人)退学率0.2%(0.2%)であった。1学年で0.1ポイント減少、2学年で0.1ポイント増加、3学年で同率であった。

また、学年が進行するにつれて、退学者数・退学率ともに低くなっている。

単位制の退学者数は、92人(86人)退学率0.6%(0.5%)となっている。前年度と比較すると、0.1ポイント増加した。

ウ 学科別の退学者数は、普通科は561人(569人)退学率0.6%(0.6%)、専門学科は301人(316人)退学率1.6%(1.6%)、総合学科は45人(39人)退学率0.7%(0.6%)となっており、前年度と比較すると、それぞれ同率、同率、0.1ポイント増加であった。

エ 退学理由としては、第1位が「進路変更」で342人(336人)対退学者比率37.7%(36.4%)、第2位が「学校生活・学業不適応」で310人(315人)対退学者比率34.2%(34.1%)、第3位が「学業不振」で169人(188人)対退学者比率18.6%(20.3%)となっている。

(2) 定時制課程

ア 令和3年度における1年間の退学者数は555人(581人)であった。これは1校当たり平均退学者数10.3人(10.6人)、退学率は5.7%(5.6%)であり、前年度と比べると、退学者数は26人の減少、1校当たり平均退学者数は0.3人減少、退学率は0.1ポイント増

加であった。

イ 学年制全体の退学率は6.6%(6.7%)で、前年度と比較すると、0.1ポイント減少であった。

学年別の退学者数は、1学年68人(78人)退学率13.2%(13.1%)、2学年38人(60人)退学率6.6%(8.8%)、3学年44人(38人)退学率6.8%(5.7%)、4学年5人(10人)退学率0.8%(1.2%)となっており、前年度と比較すると、それぞれ0.1ポイント増加、2.2ポイント減少、1.1ポイント増加、0.4ポイント減少であった。全日制とは違い、学年が進行する過程で、3学年時に退学者数・退学率が増加している。

単位制の退学者数は、400人(395人)退学率5.4%(5.2%)で、前年度と比較すると、0.2ポイント増加であった。

ウ 退学の理由としては、第1位が「進路変更」で241人(214人)対退学者比率43.4%(36.8%)、第2位が「学校生活・学業不適応」で203人(232人)対退学者比率36.6%(39.9%)、第3位が「学業不振」で69人(42人)対退学者比率12.4%(7.2%)となっている。

(3) 原級留置者数

令和4年3月31日現在、原級留置となった生徒数は、全日制で165人(151人)対生徒比率0.2%(0.1%)であり、前年度と比較すると、14人増加し、対生徒比率は0.1ポイント増加した。

定時制は44人(48人)対生徒比率1.9%(1.7%)であり、前年度と比較すると、4人減少、対生徒比率は0.2ポイント増加した。

3 東京都教育委員会の対応

第IV章の3の事項に加え、次のような対応を行っている。

- (1) 学業不振の生徒に対する個別相談・補充指導の実施
- (2) 中途退学防止のための少人数指導の実施
- (3) 体験的な学習や課題解決的な学習重視の指導
- (4) 進級・卒業規定の見直し・弾力化
- (5) 身に付けさせる規律・規範の明示
- (6) 中途退学防止改善計画書の作成指導
- (7) 中学生の体験入学や授業公開の実施
- (8) 青少年リスタートプレイスの実施
- (9) スクールカウンセラーの全校全課程配置
- (10) 定時制課程における構成的グループエンカウンターの実施

4 資料

令和3年度都立高等学校中途退学者の状況 (表5-1)

1 全日制

		普通科	専門学科	総合学科	合計
学年制	1学年	生徒数	28,491	5,881	34,372
		退学者数	279	160	439
		退学率(%)	1.0	2.7	1.3
	2学年	生徒数	28,948	5,986	34,934
		退学者数	189	104	293
		退学率(%)	0.7	1.7	0.8
	3学年	生徒数	28,752	5,926	34,678
		退学者数	60	23	83
		退学率(%)	0.2	0.4	0.2
	計	生徒数	86,191	17,793	103,984
		退学者数	528	287	815
		退学率(%)	0.6	1.6	0.8
単位制	生徒数	7,903	1,079	6,829	
	退学者数	33	14	45	
	退学率(%)	0.4	1.3	0.7	
合計	生徒数	94,094	18,872	6,829	119,795
	退学者数	561	301	45	907
	退学率(%)	0.6	1.6	0.7	0.8

※ 生徒数：令和3年4月1日現在

2 定時制

学年制	1学年	生徒数	516
		退学者数	68
		退学率(%)	13.2
	2学年	生徒数	574
		退学者数	38
		退学率(%)	6.6
	3学年	生徒数	647
		退学者数	44
		退学率(%)	6.8
	4学年	生徒数	602
		退学者数	5
		退学率(%)	0.8
	計	生徒数	2,339
		退学者数	155
		退学率(%)	6.6
単位制	生徒数	7,445	
	退学者数	400	
	退学率(%)	5.4	
合計	生徒数	9,784	
	退学者数	555	
	退学率(%)	5.7	

◎ 「学科の説明」

普通科：普通教育を主とする学科

専門学科：専門教育(商業・工業・農業・家庭・福祉・情報・その他)を主とする学科

総合学科：普通教育及び専門教育を選択履修して総合的に学習する学科

◎ 「単位制の高等学校 (令和3年度)」

[全日制・単位制] (23校)

つばさ総合(総合学科)、六郷工科(専門学科)、美原(普通科)、新宿(普通科)、世田谷総合(総合学科)、芦花(普通科)、杉並総合(総合学科)、大泉桜(普通科)、飛鳥(普通科)、板橋有徳(普通科)、忍岡(普通科・専門学科)、晴海総合(総合学科)、墨田川(普通科)、葛飾総合(総合学科)、翔陽(普通科)、青梅総合(総合学科)、上水(普通科)、王子総合(総合学科)、国分寺(普通科)、東久留米総合(総合学科)、若葉総合(総合学科)、町田総合(総合学科)、総合芸術(専門学科)

[定時制・単位制] (16校)

一橋(普通科)、六本木(総合学科)、六郷工科(普通科・専門学科)、世田谷泉(総合学科)、新宿山吹(普通科・専門学科)、荻窪(普通科)、稔ヶ丘(総合学科)、桐ヶ丘(総合学科)、飛鳥(普通科)、板橋有徳(普通科)、浅草(普通科)、大江戸(総合学科)、八王子拓真(普通科)、砂川(普通科)、青梅総合(総合学科)、東久留米総合(総合学科)

都立高等学校中途退学者の推移(過去5年間) (表5-2)

1 全日制

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	対前年度増△減(3年度-2年度)	単位	
普通科	生徒数 a1	99,035	98,727	97,650	96,030	94,094	△ 1,936	人
	退学者数 b1	622	751	785	569	561	△ 8	人
	退学率(%) $b1/a1 \times 100$	0.6	0.8	0.8	0.6	0.6	0.0	%
専門学科	生徒数 a2	21,618	21,205	20,486	19,548	18,872	△ 676	人
	退学者数 b2	467	506	447	316	301	△ 15	人
	退学率(%) $b2/a2 \times 100$	2.2	2.4	2.2	1.6	1.6	0.0	%
総合学科	生徒数 a3	7,120	7,141	7,105	7,015	6,829	△ 186	人
	退学者数 b3	30	32	46	39	45	6	人
	退学率(%) $b3/a3 \times 100$	0.4	0.4	0.6	0.6	0.7	0.1	%
計	生徒数 $a1+a2+a3 = A$	127,773	127,073	125,241	122,593	119,795	△ 2,798	人
	退学者数 $b1+b2+b3 = B$	1,119	1,289	1,278	924	907	△ 17	人
	退学率(%) $B/A \times 100$	0.9	1.0	1.0	0.8	0.8	0.0	%
調査対象学校数 (校) C	179	179	179	178	178	0	校	
1校当たり平均退学者数 (人) B/C	6.3	7.2	7.1	5.2	5.1	△ 0.1	人	

※生徒数：各年4月1日現在

2 定時制

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	対前年度増△減(3年度-2年度)	単位
生徒数 D	12,388	11,512	10,924	10,389	9,784	△ 605	人
退学者数 E	1,199	997	887	581	555	△ 26	人
退学率(%) $E/D \times 100$	9.7	8.7	8.1	5.6	5.7	0.1	%
調査対象学校数 (校) F	55	55	55	55	54	△ 1	校
1校当たり平均退学者数 (人) E/F	21.8	18.1	16.1	10.6	10.3	△ 0.3	人

※生徒数：各年4月1日現在

図15

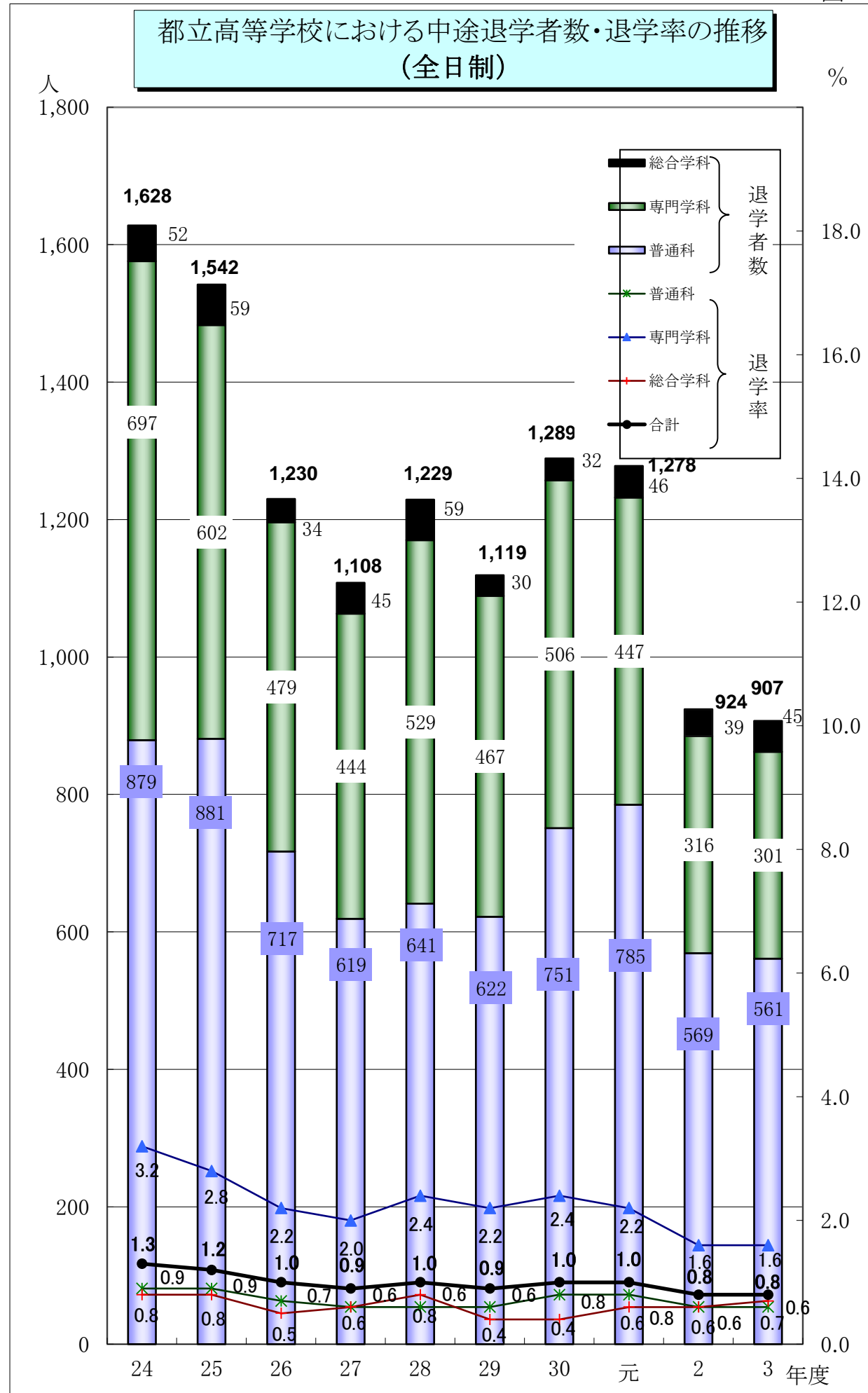
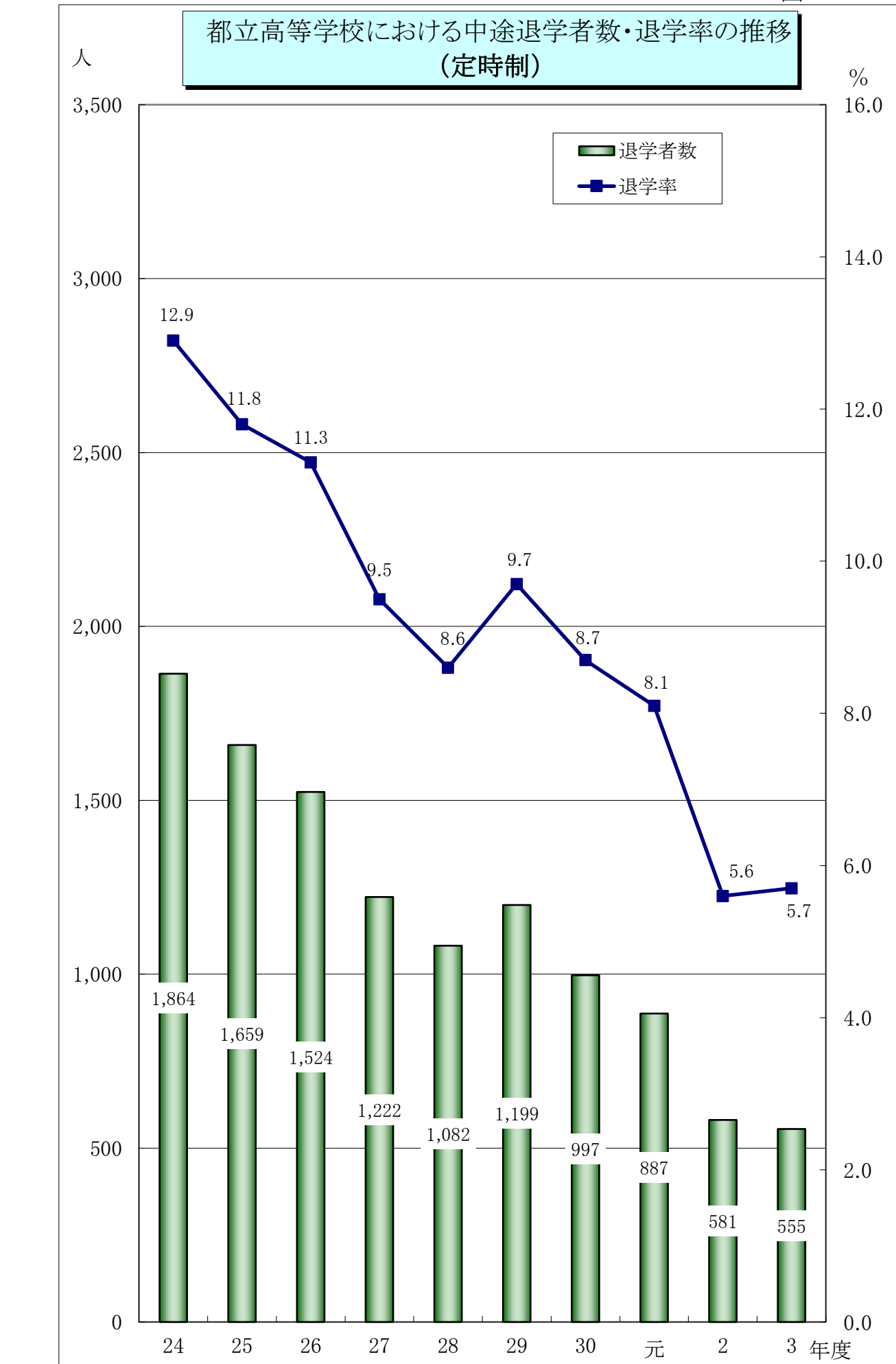


図16



令和3年度都立高等学校原級留置者の状況（表5-5）

1 全日制

区分		普通科	専門学科	合計
1学年	生徒数	28,491	5,881	34,372
	原級留置者	67	18	85
	率(%)	0.2	0.3	0.2
2学年	生徒数	28,948	5,986	34,934
	原級留置者	55	20	75
	率(%)	0.2	0.3	0.2
3学年	生徒数	28,752	5,926	34,678
	原級留置者	5	0	5
	率(%)	0.0	0.0	0.0
計	生徒数	86,191	17,793	103,984
	原級留置者	127	38	165
	率(%)	0.1	0.2	0.2

2 定時制

1学年	生徒数	516
	原級留置者	14
	率(%)	2.7
2学年	生徒数	574
	原級留置者	16
	率(%)	2.8
3学年	生徒数	647
	原級留置者	12
	率(%)	1.9
4学年	生徒数	602
	原級留置者	2
	率(%)	0.3
計	生徒数	2,339
	原級留置者	44
	率(%)	1.9

※ 単位制の高校を除く

※ 生徒数:令和3年4月1日現在

都立高等学校原級留置者の推移(過去5年間)（表5-6）

1 全日制

年度	普通科			専門学科			合計		
	生徒数	原級留置者	率(%)	生徒数	原級留置者	率(%)	生徒数	原級留置者	率(%)
29年度	90,736	176	0.2	20,327	58	0.3	111,063	234	0.2
30年度	90,401	232	0.3	19,973	49	0.2	110,374	281	0.3
元年度	89,317	146	0.2	19,345	40	0.2	108,662	186	0.2
2年度	87,816	117	0.1	18,434	34	0.2	106,250	151	0.1
3年度	86,191	127	0.1	17,793	38	0.2	103,984	165	0.2

2 定時制

年度	生徒数	原級留置者	率(%)
29年度	4,485	135	3.0
30年度	3,827	157	4.1
元年度	3,299	64	1.9
2年度	2,789	48	1.7
3年度	2,339	44	1.9

第Ⅵ章 小学校・中学校・高等学校における自殺の状況

1 資料

(1) 自殺に係る調査を実施した件数

校種	人数
小学校	0
中学校	8
高等学校	13

第Ⅶ章 出席停止の措置の状況

1 資料

(1) 出席停止の措置が採られた小中学校数

区分	学校数
小学校	0
中学校	0